

## Ⅱ 山梨県教職員等生涯生活設計推進計画参考資料

第1 定年延長について	1
第2 老齢厚生年金について	
1 公的年金制度	
(1) 公的年金制度の概要	5
(2) 年金給付の種類	6
2 厚生年金(旧共済年金)の概要	
(1) 厚生年金(旧共済年金)の計算のしくみ	7
(2) 特別支給の老齢厚生年金	9
(3) 本来支給の老齢厚生年金	11
(4) 加給年金	13
(5) 老齢基礎年金、老齢厚生年金の繰上げ	15
(6) 老齢基礎年金、老齢厚生年金の繰下げ	16
(7) 障害厚生年金・障害手当金	17
(8) 遺族厚生年金	21
(9) 年金払い退職給付	23
3 老齢厚生年金受給者の年金支給停止等	
(1) 在職による年金支給停止	24
(2) 雇用保険法による失業給付等との調整	24
第3 退職後の医療保険制度について	
1 退職後の医療保険制度	27
2 任意継続組合員制度	29
3 医療保険制度の比較	34
第4 退職手当について	
1 退職手当とは	38
2 退職手当額の算出方法	38
3 定年引上げによる退職手当の特例	40
4 退職手当からの控除について	43
第5 退職後の活動について	
1 公立学校共済組合友の会・互助団体退職互助部(会)について	45
2 シルバー人材センターについて	49
3 ことぶき勤学院について	50
4 ことぶきマスター制度について	51
第6 子育てに関する制度について	52
第7 介護に関する制度について	56
第8 ボランティア活動や生涯学習活動について	
1 ボランティア活動や生涯学習活動の拠点等について	59
2 ボランティア活動や生涯学習活動の休暇制度について	61

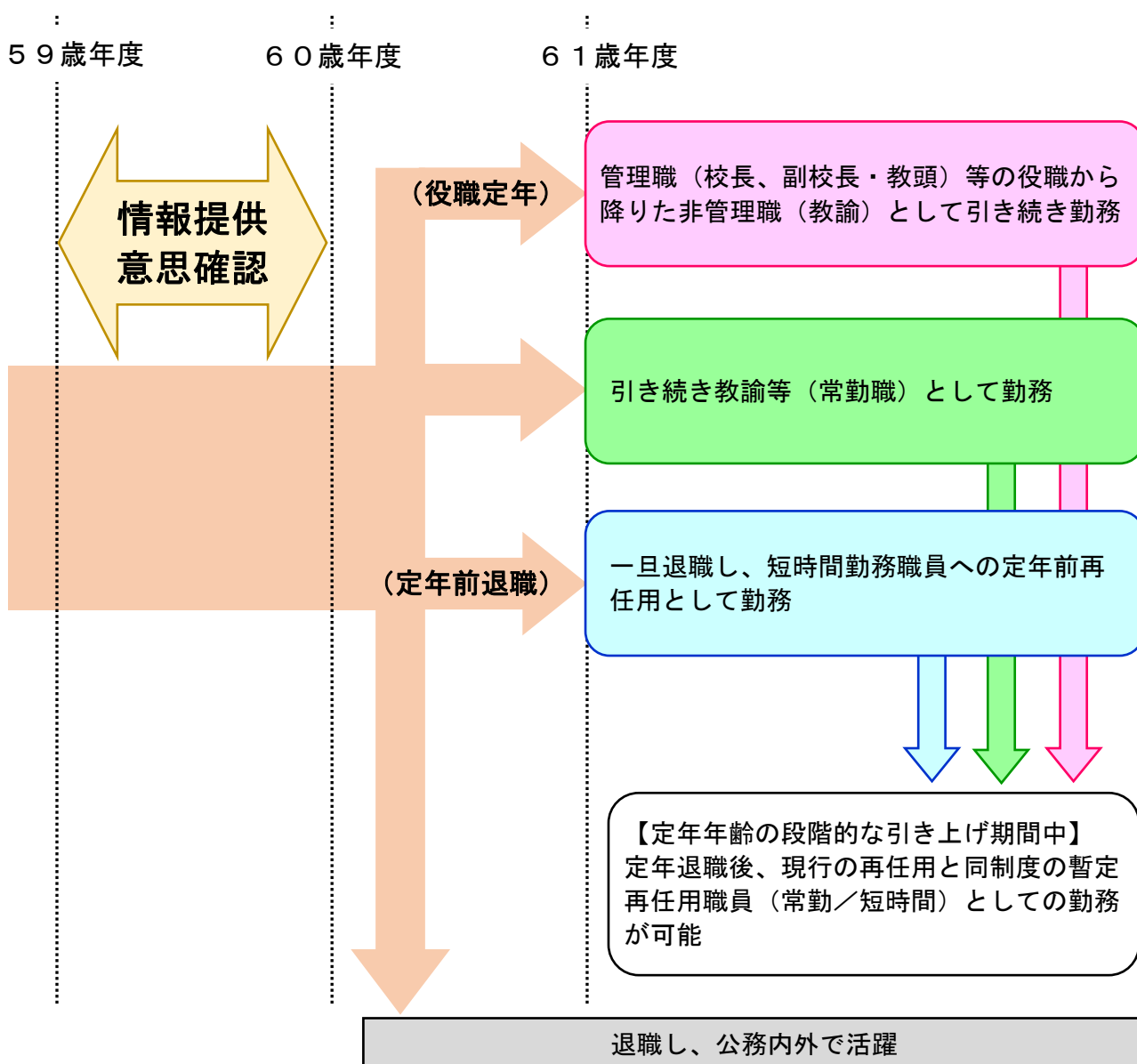
# 第1 定年延長について

## 定年延長に伴う制度の概観と勤務選択フローチャート

### 60歳以降の職員に対する制度の概観

- ◆ 管理監督職から非管理監督職への降任等（いわゆる役職定年制）  
⇒管理職手当受給者及びそれに準ずる職員
- ◆ 給与  
⇒61歳年度から給料月額が60歳時点の7割となる
- ◆ 退職手当  
⇒60歳に達した後に退職する職員は退職事由を「定年退職」として算定
- ◆ 多様な働き方

### 60歳以降の勤務選択のフローチャート



# 地方公務員法等の一部を改正する法律の概要

(令和3年法律第63号、令和3年6月11日公布)

令和5年度からの国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員についても国家公務員と同様に定年が引き上げられます。

## 1. 定年の段階的引上げ

現行60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とする。

	現行	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(※) 定年の引上げに併せて、現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止  
(定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として現行と同様の制度を存置)

## 2. 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

- 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）を導入する。
  - ・ 役職定年の対象範囲及び役職定年年齢は、国家公務員との権衡を考慮した上で、条例で定める。
    - ※ 役職定年の対象範囲は管理職手当の支給対象となっている職を、役職定年年齢は、60歳を基本とする。
    - ※ 職員の年齢別構成等の特別の事情がある場合には例外措置を講ずることができる。

## 3. 定年前再任用短時間勤務制の導入

- 60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は65歳まで）することができる制度を導入する。

## 4. 情報提供・意思確認制度の新設

- 任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

## 5. その他

- 国家公務員の給与及び退職手当について以下の措置が講じられることを踏まえ、地方公務員についても、均衡の原則（地方公務員法第24条）に基づき、条例において必要な措置を講ずる必要がある。
  - ・ 当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の7割水準に設定する。
  - ・ 60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

【施行期日】 令和5年4月1日

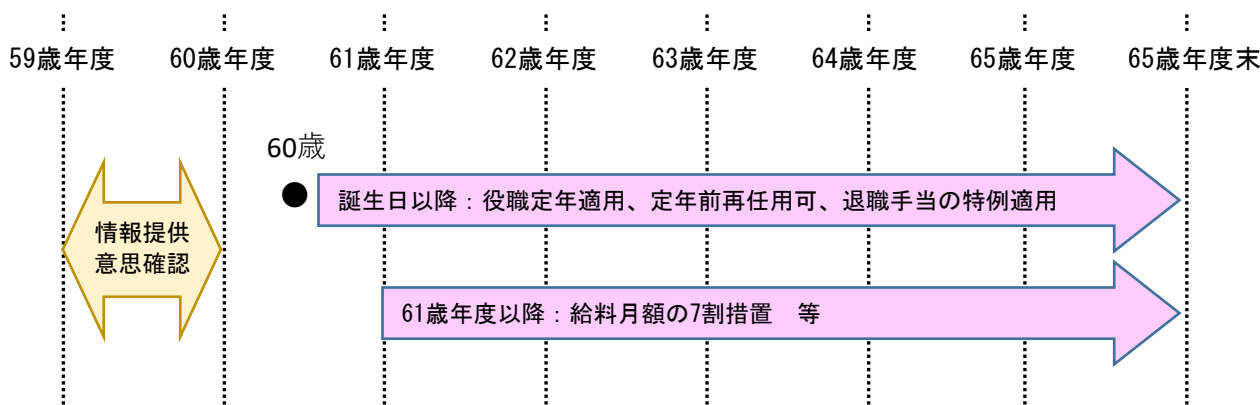
# 情報提供・意思確認制度

情報提供・意思確認制度は、任命権者である山梨県教育委員会に対し、

- 教職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳に達する日以後に適用される任用、給与、退職手当の制度に係る情報提供をすること
- 60歳の誕生日以後の勤務（又は退職）の意思を確認するよう努めることを義務づけた制度です。

教職員は、60歳以降は給与が7割水準となる事や、管理監督職の職員にあっては管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となるなどの60歳以降に適用される制度が大きく変わることになるため、引き続き常勤での勤務を希望するか、一旦退職した上で定年前再任用短時間勤務を希望するか、退職するかを選択して、その意思を表明できることになりました。

## 情報提供・意思確認の実施時期



## 情報提供・意思確認の項目

### 情報提供（項目）

1. 管理監督職勤務上限年齢制
2. 定年前再任用短時間勤務制
3. 給料月額の7割措置
4. 退職手当の特例措置
5. その他必要と認められる情報

### 意思確認（項目）

1. 常勤職員として勤務する意思
2. 60歳に達する日以後の退職の意思
3. 定年前再任用での勤務の意向
4. その他必要と認める事項

※ 職員の意味表明には法律的效果は生じません。

退職の意思を示した場合でも、実際に退職する際には別途退職等の手続きが必要となります。また、60歳以降も常勤職員としての勤務を希望した場合でも、職員側の事情変更や、具体的な条件が合わないことなどにより退職を申し出ることは可能です。

# 定年年齢の段階的引き上げ期間中の制度と対象職員

年度	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
定年	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65	65
S31.4.2 ~ S32.4.1			旧地方公務員法再任用職員 (フルタイム/短時間)									
S32.4.2 ~ S33.4.1	65歳 再任用⑤		暫定再任用への任期の継承									
S33.4.2 ~ S34.4.1	64歳 再任用④	65歳 暫再⑤										
S34.4.2 ~ S35.4.1	63歳 再任用③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤									
S35.4.2 ~ S36.4.1	62歳 再任用②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤								
S36.4.2 ~ S37.4.1	61歳 再任用①	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤							
S37.4.2 ~ S38.4.1	60歳 定年退職	61歳 暫再①	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤						
S38.4.2 ~ S39.4.1	59歳	60歳 定年退職	61歳 定年退職	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再					
S39.4.2 ~ S40.4.1	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再				
S40.4.2 ~ S41.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	64歳 暫再	65歳 暫再			
S41.4.2 ~ S42.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 暫再		
S42.4.2 ~ S43.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職	
S43.4.2 ~ S44.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

# Ⅰ 公的年金制度

## (1) 公的年金制度の概要

国民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする公的年金制度では、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の全ての方が国民年金保険に加入し被保険者となります。そして高齢期になると基礎年金として給付を受けられます。会社員や公務員等はこのに加え、厚生年金の被保険者となり、受給開始年齢に到達すると基礎年金の上乗せとして報酬に比例した給付を受けます。

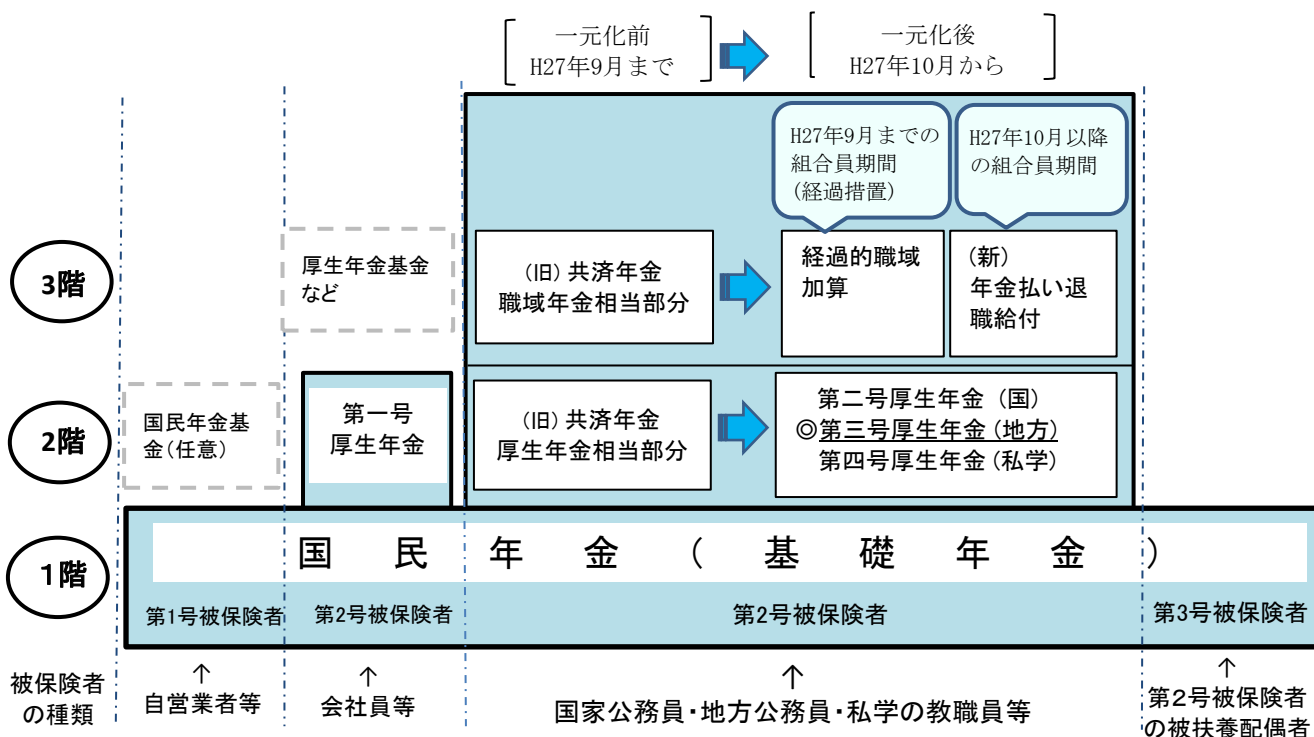
公的年金制度のうち、会社員や公務員等の方が加入する制度を被用者年金制度といいます。

被用者年金制度は平成27年10月から一元化され、それまで二つに分かれていた「共済年金制度」と「厚生年金制度」が統一されました。それにより、公務員や私立学校の教職員等が加入する共済組合の年金は、現在は厚生年金の中の一つに分類されています。

### ① 公的年金制度の体系

年金制度は、3階建ての建物に見立て、国民年金部分を1階、厚生年金部分を2階としています。旧共済年金の厚生年金相当部分(2階部分)は、一元化により「第三号厚生年金」となりました。

また、旧共済年金には職域年金相当部分(旧3階部分)がありました。一元化により廃止され、新たに「年金払い退職給付」(新3階部分)が創設されました。



### ② 国民年金の被保険者の種類

国民年金の被保険者は次の3種類に分けられています。(昭和61年4月から)

国民年金の種類	対象者
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者・学生・無職の方等
第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者(会社員・公務員・私立学校の教職員等)
第3号被保険者	第2号被保険者(上記)の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

### ③ 基礎年金番号

公的年金に加入すると、日本年金機構は一人一人に「基礎年金番号(10桁)」を付番します。

この番号は、原則、加入する年金制度を異動しても最初に付番された番号のまま変わりません。

共済組合以外の年金制度に加入したことがない方は年金手帳が発行されませんが、「ねんきん定期便」などで自分の基礎年金番号を確認できます。

なお、個人情報保護の観点から、ご本人からのお問い合わせであっても公立学校共済組合では組合員の基礎年金番号についてお答えすることができませんので、住所地の年金事務所にご相談ください。

## (2) 年金給付の種類

### ① 公立学校共済組合から支給される年金

年金の名称		年金の特徴
厚生年金給付	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金の支給開始が65歳となったことから、 <u>S28.4.2~S36.4.1生まれの方を対象とした経過措置で65歳前から支給される。65歳に到達すると受給権が消滅する。</u>
	老齢厚生年金	65歳到達時に受給権が発生する。
	障害厚生年金(障害手当金)	厚生年金被保険者(組合員)である間に初診日のある傷病により障害等級の1級から3級の障害の状態になったときに受給権が発生する。 障害手当金は、障害等級に該当しない軽度の障害のときに一時金として支給される。
	遺族厚生年金	厚生年金被保険者(組合員)又は厚生年金被保険者(組合員)であった方の死亡の当時、その方によって生計を維持されていた遺族に支給される。
年金払い退職給付	退職年金	平成27年10月以降1年以上の引き続き組合員期間がある65歳以上かつ退職している者に、退職時まで積立たれた給付算定基礎額に基づき支給される。給付額の半分は終身年金、半分は有期年金として支給される。
	公務障害年金	平成27年10月以降の組合員期間に初診日があり、公務による傷病(通勤災害を除く)により障害の状態になった者に支給される。組合員期間中は支給が停止される。
	公務遺族年金	平成27年10月以降の組合員期間を有する者が公務(通勤災害を除く)による傷病で死亡したとき、遺族に支給される。

\*いずれも、各々の受給要件を満たしていることが必要です。

### ② 日本年金機構から支給される国民年金(参考)

年金の名称	年金の特徴
老齢基礎年金	65歳到達時に受給権が発生する。
障害基礎年金	障害等級の1級又は2級の障害の状態になったときに受給権が発生する。
遺族基礎年金	被保険者(組合員)又は被保険者(組合員)であった方の死亡時に、その方が生計を維持していた、18歳に達する日の年度末までの間の子または20歳未満の障害等級の1級又は2級の状態にある子がいるときに子と配偶者に受給権が発生する。

\*いずれも保険料の納付要件を満たしていることが必要です。

## 2 厚生年金(旧共済年金)の概要

### (1) 厚生年金(旧共済年金)の計算のしくみ

厚生年金(旧共済年金)は、「被保険者(組合員)期間」及び「平均標準報酬月額(平均給料月額)」・「平均標準報酬額(平均給与月額)」に給付乗率を乗じて計算します。

#### ① 厚生年金被保険者(組合員)期間

厚生年金被保険者(組合員)となった月から資格喪失日(=退職の翌日)の属する月の前月までの期間をいい、月単位で計算します。(休職、育児休業等の期間も含まれます。)

なお、公立学校共済組合の他支部、他の地方公務員共済組合(市町村共済組合など)、国家公務員共済組合に加入したことのある方については、最後に加入する公務員共済組合が加入歴を引き継ぎ、組合員期間として通算します。

また、厚生年金保険被保険者資格は70歳の誕生日の前日までです。

#### ② 平均標準報酬月額(平均給料月額)・平均標準報酬額(平均給与月額)

##### ○ 平均標準報酬月額(平均給料月額)

平成15年3月までの組合員期間の各月の「掛金の標準となった給料の額」の平均額。

$$\text{平均標準報酬月額(平均給料月額)} = \frac{[\text{掛金の標準となった給料の額} \times \text{再評価率} \times \text{手当率}] \text{の総額}}{\text{組合員期間の月数}}$$

##### ○ 平均標準報酬額(平均給与月額)

平成15年4月以降の組合員期間の各月の「掛金の標準となった給料の額」及び「掛金の標準となった期末手当等の額」と平成27年10月以降の被保険者期間の各月の「標準報酬月額」及び「標準賞与額」の合算額の平均額。

※ 平成15年4月以降は総報酬制の導入により、期末・勤勉手当からも掛金を収めることとなった。

$$\text{平均標準報酬額(平均給与月額)} = \frac{\begin{array}{l} [\text{掛金の標準となった給料の額} \times \text{再評価率} \times \text{手当率}] \text{の総額} \\ + [\text{掛金の標準となった期末手当等の額} \times \text{再評価率}] \text{の総額} \\ + [\text{標準報酬月額} \times \text{再評価率}] \text{の総額} \\ + [\text{標準賞与額} \times \text{再評価率}] \text{の総額} \end{array}}{\text{組合員期間の月数} + \text{被保険者期間の月数}}$$

- ・ 掛金の標準となった給料の額とは、給料月額、教職調整額、給料の調整額の合計額。
- ・ 掛金の標準となった期末手当等の額とは、期末手当支給額、勤勉手当支給額の合計額。  
(千円未満切捨)
- ・ 標準報酬月額とは、報酬月額(手当等を含む)を標準報酬等級表に当てはめて定めた額。
- ・ 標準賞与額とは、期末手当支給額、勤勉手当支給額の合計額(千円未満切捨)。
- ・ 再評価率とは、過去の標準報酬月額、標準賞与額を現在に価値に置換えた率。毎年度改定。
- ・ 手当率は一般職が1.25、特別職が1。



### ③ 掛金の標準となった給料の額・標準報酬月額等の最高限度額

「掛金の標準となった給料の額」及び「掛金の標準となった期末手当等の額」には、最高限度額が定められています。掛金においても、下表の額を上限として該当する掛金を徴収しています。そのため、年金額の算定には、給料の額や期末手当等が最高限度額を上回った期間は下表の額で算定します。

#### <掛金の標準となった給料の額の最高限度額>

支給時期	掛金の標準となった給料の額
昭和61年4月～平成元年12月	376,000円
平成2年1月～平成6年11月	424,000円
平成6年12月～平成12年9月	472,000円
平成12年10月～平成27年9月	496,000円

#### <標準報酬月額の最高限度額>

支給時期	標準報酬月額
平成27年10月～令和2年8月	620,000円
令和2年9月～	650,000円

#### <掛金の標準となった期末手当等の額の最高限度額>

支給時期	掛金の標準となった期末手当等の額
平成15年4月～平成27年9月	1,500,000円

#### <標準賞与額の最高限度額>

支給時期	標準賞与額
平成27年10月～	1,500,000円

### ④ 手当率制から標準報酬制への移行

平成27年9月まで年金額の算定には、基本給に法令で定められた手当率1.25を乗じて算定する手当率制がとられていましたが、平成27年10月からは被用者年金制度一元化により、標準報酬制に移行し、実際に支給された基本給及び諸手当などを合算した額を算定基礎額として、保険料や年金額を算定することとなりました。

標準報酬制とは原則として、年1回、毎年4月から6月までの報酬の平均額を基に「標準報酬月額」を決定し、この額をその年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額とし、保険料や年金額の算定基礎とするしくみです。

### ⑤ 併給調整

厚生年金の給付は、一人一年金を原則としています。

厚生年金給付の種類には大きく分けて「老齢」「障害」「遺族」がありますが、異なる2種類以上の年金が発生したときは、原則、選択した1つの年金を受給し、他の年金は支給停止となります。

ただし、年金の選択は、将来に向かっていつでも変更（選択変え）することができます。

なお、老齢基礎年金は、併給調整の対象外のため支給停止しません。

## (2) 特別支給の老齢厚生年金

65歳に到達するまでの年金

老齢厚生年金は、65歳から支給されることとなりましたが、昭和36年4月1日生まれまでの方は経過措置として65歳に到達する前に「特別支給の老齢厚生年金」を受給できます。

昭和36年4月2日以降生まれの方は、特別支給はありません。

### ① 受給要件

被保険者(組合員)期間を有した方が、次の要件をすべて満たしているときに受給できます。

ア. 厚生年金被保険者期間が1年以上あること。

イ. 被保険者(組合員)期間等(※1)を合算して10年以上あること。

ウ. 60歳(※2)以上65歳未満であること。

(※1) 被保険者(組合員)期間等とは、次の期間を合算した期間です。

- ・平成27年9月までの地方公務員や国家公務員の共済組合の組合員期間。
- ・平成27年10月以降の厚生年金保険の被保険者期間。
- ・平成27年9月までの厚生年金保険の被保険者期間、私立学校教職員共済組合及び旧農林漁業団体職員共済組合の組合員期間。
- ・国民年金の保険料納付済期間(第1号被保険者)、第3号被保険者期間、保険料免除期間、合算対象期間。

(※2) 昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた者に係る受給権発生年齢の取扱いについては、下表③を参照。

### ② 受給権発生日と支給開始

受給権発生日 : 支給開始年齢になる誕生日の前日

支給開始 : 受給権発生日の属する月の翌月分から

(例) 誕生日が4月2日の場合:受給権発生日は4月1日、年金支給は5月分から

誕生日が4月1日の場合:受給権発生日は3月31日、年金支給は4月分から

### ③ 支給開始年齢

支給開始年齢は生年月日に応じて次の表のとおり異なります。

生年月日	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金(本来支給)
昭和28年4月1日以前	60歳	65歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳	65歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳	65歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳	65歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳	65歳
昭和36年4月2日以降	なし	65歳

(H27.9月まではそれぞれ「特別支給の退職共済年金」「退職共済年金」)

#### ④ 特別支給の老齢厚生年金の額

特別支給の老齢厚生年金	＝	厚生年金 (厚生年金相当部分)	－	経過的職域加算額 (職域年金相当部分)
-------------	---	--------------------	---	------------------------

<計算式> 年金額は、原則以下の計算式により算出した額となります。

(本来水準)

(厚生年金相当部分)	<p>&lt;H15年3月までの期間&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <math display="block">\left( \begin{array}{ccc} \text{平均標準報酬月額} &amp; \text{H15年3月までの} &amp; \text{H15年3月までの} \\ \text{(平均給料月額)} &amp; \text{給付乗率} &amp; \text{組合員期間} \\ \hline \text{円} \times 7.125 / 1000 &amp; &amp; \times \text{月} \end{array} \right)</math> <p style="text-align: center;">+</p> <p>&lt;H15年4月以降H27年9月までの期間&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <math display="block">\left( \begin{array}{ccc} \text{平均標準報酬額} &amp; \text{H15年4月以降の} &amp; \text{H15年4月以降} \\ \text{(平均給与月額)} &amp; \text{給付乗率} &amp; \text{H27年9月までの} \\ \hline \text{円} \times 5.481 / 1000 &amp; &amp; \times \text{月} \end{array} \right)</math> <p style="text-align: center;">+</p> <p>&lt;H27年10月以降の期間&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <math display="block">\left( \begin{array}{ccc} \text{平均標準報酬額} &amp; \text{H15年4月以降の} &amp; \text{H27年10月以降} \\ &amp; \text{給付乗率} &amp; \text{の被保険者期間} \\ \hline \text{円} \times 5.481 / 1000 &amp; &amp; \times \text{月} \end{array} \right)</math> </div> </div> </div>
(経過的職域相当部分)	<p>&lt;H15年3月以前の期間&gt; 組合員期間が20年以上の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <math display="block">\left( \begin{array}{ccc} \text{平均標準報酬月額} &amp; \text{H15年3月までの} &amp; \text{H15年3月までの} \\ \text{(平均給料月額)} &amp; \text{給付乗率 *} &amp; \text{組合員期間} \\ \hline \text{円} \times 1.425 / 1000 &amp; &amp; \times \text{月} \end{array} \right)</math> <p style="text-align: center;">+</p> <p>&lt;H15年4月以降H27年9月までの期間&gt; 組合員期間が20年以上の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <math display="block">\left( \begin{array}{ccc} \text{平均標準報酬額} &amp; \text{H15年4月以降の} &amp; \text{H15年4月以降} \\ \text{(平均給与月額)} &amp; \text{給付乗率 *} &amp; \text{H27年9月までの} \\ \hline \text{円} \times 1.096 / 1000 &amp; &amp; \times \text{月} \end{array} \right)</math> </div> </div>

\*組合員期間が20年未満の場合は、給付乗率1.425を0.713に、1.096を0.548に読み替える

#### ⑤ 特例年金額(長期加入者特例、障害者特例)

次のア、イのいずれかに該当し、かつ退職している(厚生年金被保険者でない)とき、特例年金額の適用を請求することができます。

特例年金額が適用されると、特別支給の老齢厚生年金額に、老齢基礎年金相当額が加算されます。また、加給年金額の加算要件(P9)に該当する場合は、加給年金額が加算されます。

ア. 組合員期間が44年以上あること。(長期加入者特例)

イ. 傷病により障害等級3級以上(厚年法施行令3条の8別表1に定める)の障害の状態にあること。  
(障害者特例※)

※障害者特例においては、組合員期間に初診日のある傷病でなくても請求できます。

### (3) 老齢厚生年金(本来支給)

65歳になると、請求により「老齢厚生年金」を受給できます。

65歳前から「特別支給の老齢厚生年金」を受給していた方はその受給権が消滅し、請求により引き続き「老齢厚生年金」に切り替わります。

#### ① 受給要件

次の要件をすべて満たしているときに受給できます。

- ア. 厚生年金被保険者期間が1月以上あること。
- イ. 被保険者(組合員)期間等(※1)を合算して10年以上あること。
- ウ. 65歳に達していること。

(※1) 被保険者(組合員)期間等については、特別支給の老齢厚生年金の(※1)と同じ。

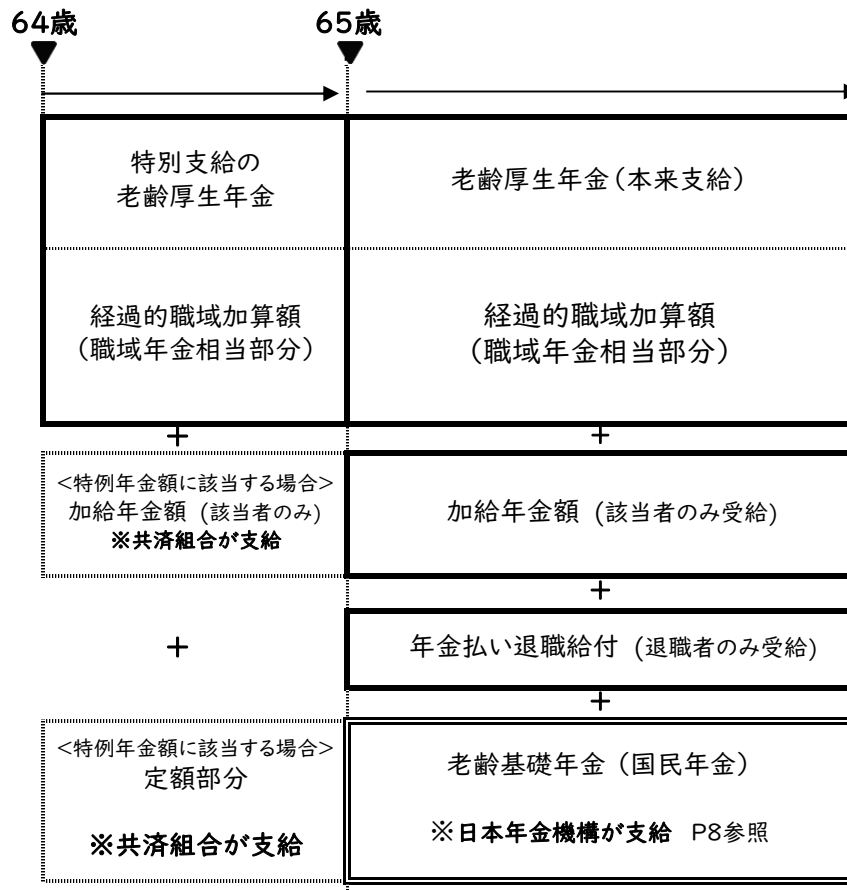
#### ② 受給権発生日と支給開始

受給権発生日 : 65歳の誕生日の**前日**

支給開始 : 受給権発生日の属する月の**翌月分**から

#### 【支給例】

S34.4.2生～S36.4.1生は64歳から特別支給開始



### ③ 老齢厚生年金の額

老齢厚生年金	＝	厚生年金	＋	経過職域加算額 (旧 職域年金相当部分)	＋	加給年金※
--------	---	------	---	-------------------------	---	-------

#### <計算式>

年金額は、原則以下の計算式により算出した額となります。

(本来水準)

(厚生年金相当部分)	<p>&lt;H15年3月までの期間&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <math display="block">\left( \begin{array}{ccc} \text{平均標準報酬月額} &amp; \text{H15年3月までの} &amp; \text{H15年3月までの} \\ \text{(平均給料月額)} &amp; \text{給付乗率} &amp; \text{組合員期間} \\ \hline \text{円} &amp; \times 7.125 / 1000 &amp; \times \text{月} \end{array} \right)</math> </div> <p style="text-align: center;">+</p> <p>&lt;H15年4月以降H27年9月までの期間&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <math display="block">\left( \begin{array}{ccc} \text{平均標準報酬額} &amp; \text{H15年4月以降の} &amp; \text{H15年4月以降} \\ \text{(平均給与月額)} &amp; \text{給付乗率} &amp; \text{H27年9月までの} \\ \hline \text{円} &amp; \times 5.481 / 1000 &amp; \times \text{月} \end{array} \right)</math> </div> <p style="text-align: center;">+</p> <p>&lt;H27年10月以降の期間&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <math display="block">\left( \begin{array}{ccc} \text{平均標準報酬額} &amp; \text{H15年4月以降の} &amp; \text{H27年10月以降} \\ &amp; \text{給付乗率} &amp; \text{の被保険者期間} \\ \hline \text{円} &amp; \times 5.481 / 1000 &amp; \times \text{月} \end{array} \right)</math> </div>
(旧職域年金相当部分)	<p>&lt;H15年3月以前の期間&gt; 組合員期間が20年以上の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <math display="block">\left( \begin{array}{ccc} \text{平均標準報酬月額} &amp; \text{H15年3月までの} &amp; \text{H15年3月までの} \\ \text{(平均給料月額)} &amp; \text{給付乗率} * &amp; \text{組合員期間} \\ \hline \text{円} &amp; \times 1.425 / 1000 &amp; \times \text{月} \end{array} \right)</math> </div> <p style="text-align: center;">+</p> <p>&lt;H15年4月以降H27年9月までの期間&gt; 組合員期間が20年以上の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <math display="block">\left( \begin{array}{ccc} \text{平均標準報酬額} &amp; \text{H15年4月以降の} &amp; \text{H15年4月以降} \\ \text{(平均給与月額)} &amp; \text{給付乗率} * &amp; \text{H27年9月までの} \\ \hline \text{円} &amp; \times 1.096 / 1000 &amp; \times \text{月} \end{array} \right)</math> </div>

\*組合員期間が20年未満の場合には、給付乗率1.425を0.713に、1.096を0.548に読み替える。

※ 65歳到達時に「加給年金額」の受給要件を満たしている方は上記の額に、加給年金額加算があります。(P9(4)加給年金額 参照)

#### 老齢基礎年金

保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算して10年以上である者が65歳に到達したときに支給されます。

**令和5年度の老齢基礎年金の年額 795,000円(下記※)**

※ 20歳から60歳になるまでの480月に国民年金保険料をすべて納めた場合の額。  
なお、480月には、厚生年金や共済年金に加入していた期間を含めます。

## (4) 加給年金額

### ① 加給年金額の加算要件

老齢、又は障害(1級・2級)厚生年金の受給権者が次のア及びイの要件を満たしているときに基本年金額に加算があります。

ア. 組合員期間と被保険者期間の月数の合計が240月以上であること。

イ. 受給権者がその権利を取得した当時、受給権者によって生計を維持され、かつ、収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満(※)のa~cのいずれかに該当する者がいること。

- a. 65歳未満の配偶者
- b. 18歳に達する日の属する年度末までの間にある子
- c. 20歳未満で障害等級の1級又は2級に該当する子

※収入が850万円(所得が655.5万円)以上であっても、定年等により5年以内に退職し、イの要件に該当する見込みがある場合は加算が認められることがあります。

### ② 加給年金額の加算時期

#### ・老齢厚生年金

昭和24年4月2日以降生まれの者は65歳到達時。

※特例により65歳前から加算される場合もあります。

- ・最初に受給権が発生した老齢厚生年金に加算。
- ・最初に受給権を取得した老齢厚生年金が二以上あるときは、最も長い一の期間に基づく老齢厚生年金に加算。

#### ・障害厚生年金(障害等級の1級又は2級)

受給権を取得したとき又は平成23年4月以降に要件を満たす配偶者等を有することとなったとき。

### ③ 加給年金額(令和5年度)

#### ・老齢厚生年金

加算要件の対象		加給年金額	+特別加算額	備考
a	65歳未満の配偶者	228,700 円	168,800 円 <sup>+</sup>	老齢厚生年金(本来支給)に加算する。
b, c	子 2人目まで1人につき	228,700 円	/	
	子 3人目から1人につき	76,200 円		

#### ・障害厚生年金(障害等級の1級又は2級)

加算要件の対象		加給年金額	備考
a	65歳未満の配偶者	228,700 円	障害厚生年金に加算する。
b, c	子 2人目まで1人につき	228,700 円	日本年金機構が支給する障害基礎年金に加算する。
	子 3人目から1人につき	76,200 円	

#### ④ 加給年金額の支給停止

加給年金額対象者となっている配偶者が下記ア、イいずれかの年金を受給する場合、加給年金額は支給されません。

- ア. 長期在職(20年以上かそれと同等とみなされるもの)に該当する退職もしくは老齢を事由とする年金(例:老齢厚生年金、退職共済年金)
- イ. 障害を事由とする年金(例:障害厚生年金、障害共済年金、障害基礎年金)

#### ⑤ 加給年金額対象者の失権

加給年金額対象者である配偶者又は子が次の事由に該当したときは、失権となります。

- ・ 死亡したとき。
- ・ 受給権者によって生計を維持されなくなったとき。
  - (i) 生計を共にしなくなったとき
  - (ii) 配偶者の収入が年額850万円以上かつ所得が年額655.5万円以上となるに至ったとき
- ・ 配偶者と受給権者が離婚したとき。
- ・ 配偶者が65歳に達したとき。
- ・ 子が養子縁組により、配偶者以外の者の養子になったとき。
- ・ 養子縁組による子が離縁したとき。
- ・ 子が婚姻したとき。
- ・ 子が18歳に達する日の属する年度末に到達したとき。
- ・ 障害等級の1級又は2級に該当する子が20歳に到達したとき。
- ・ 障害等級の1級又は2級に該当する子について、その事情がなくなったとき。

## (5) 老齡基礎年金、老齡厚生年金の繰上げ

老齡年金は生年月日に応じて支給開始年齢が決まっていますが、60歳～支給開始年齢到達前までの間に、繰上げ請求を行うことにより、支給開始年齢前から年金を受給できます。

ただし、年金を繰り上げて請求すると、年金額の減額や制限事項がありますので注意が必要です。

### ① 受給要件

ア. 厚生年金被保険者期間が1月以上あること。

イ. 被保険者(組合員)期間等(※1)を合算して10年以上あること。

(※1) 被保険者(組合員)期間等については、特別支給の老齡厚生年金の(※1)と同じ。

ウ. 60歳以上、支給開始年齢未満であること。

エ. 国民年金の任意加入被保険者でないこと。

### ② 繰上げによる制限事項<注意点>等

ア. 老齡基礎年金及び、加入していたすべての老齡厚生年金(一般、公務員共済、私学共済)を同時に繰上げ請求することとなります。(すべて下記イの減額があります。)

イ. 支給額は、支給開始年齢に達する月を基準に、早めた月数分の減額があり、生涯にわたって減額された年金額のまま支給されます。

ウ. 請求後の取り消し・変更はできません。

エ. 繰上げ請求後に、国民年金の任意加入はできません。

オ. 在職中でも繰上げ請求できますが、在職中は標準報酬月額等に応じた支給停止計算により、年金額の一部または全額が支給停止します。

カ. 障害基礎年金、障害厚生年金、寡婦年金の請求等に制約があります。

キ. 老齡基礎年金は、繰り上げても、65歳までは遺族年金との併給ができません。

ク. 雇用保険法による失業給付等を受給している期間は、老齡厚生年金の支給が停止するため、繰上げ請求しても年金は支給されません。(65歳到達まで)

### ③ 減額率

支給開始年齢に達する月を基準に、早めた月数×0.4%(※1)が減額されます。

老齡基礎年金、老齡厚生年金の減額の計算

(繰上げ請求月～65歳に達する日(※2)の前月までの月数 × 0.4) %

※1 令和4年4月1日までに60歳に到達している方が繰上げ請求するときは0.5%が適用されます。

※2 65歳に達する日とは65歳の誕生日前日。(S36.4.2以降生まれの場合)

S36.4.1以前生まれの方の老齡厚生年金の減額については、繰上げ請求月～特別支給の老齡厚生年金の支給開始年齢の誕生日前月までの月数で計算します。



## (6) 老齡基礎年金、老齡厚生年金の繰下げ

65歳から支給される老齡基礎年金、老齡厚生年金は、66歳以降の希望する月まで、支給開始を遅らせる(繰り下げる)ことができます。

年金を繰り下げて請求すると、年金額の増額がありますが、在職中は在職停止計算後の支給額を基に増額計算されるなど注意が必要です。(在職による支給停止はP20(1)参照)

なお、65歳前までの「特別支給の老齡厚生年金」には繰下げ請求の制度はありません。

### ① 繰下げ請求の注意点等

ア. 66歳以降最大75歳まで繰下げできます。(令和4年4月以降に70歳に到達する方)

66歳前に請求した場合は、繰下げ請求となりませんので増額は増額はありません。

イ. 老齡基礎年金と老齡厚生年金は、同時に繰下げ請求する必要はありません。

ただし、老齡厚生年金を繰下げ請求するときは、加入していたすべての老齡厚生年金(一般、公務員共済、私学共済)を同時に請求しなければなりません。

ウ. 支給額は、65歳に達する日の属する月を基準に、請求を遅らせた月数分の増額があります。

エ. 厚生年金被保険者として在職したときは、繰下げ中であっても支給停止計算が適用され、停止計算後の年金額に増額率を乗じて増額計算されます。そのため停止計算した結果、年金額が0円となった期間は増額がありません。

オ. 遺族給付・障害給付(障害基礎年金除く)の受給権者は繰下げできません。

カ. 加給年金対象者がいる場合、繰り下げている期間は年金が支払われないため、加給年金額の加算もありません。繰り下げている間に、加給年金対象者が加算要件に該当しなくなった(配偶者の年金受給が始まる等)場合、加給年金額はもらえないこととなります。また、加給年金額は定額加算のため、繰り下げている間の増額は増額ありません。

### ② 増額率

65歳に達する日の属する月を基準に、請求を遅らせた月数×0.7%が増額されます。

65歳に達する日とは65歳の誕生日前日。

## (7) 障害厚生年金・障害手当金

障害厚生年金は、厚生年金被保険者である間に初診日(※)のある病気やけがにより、障害等級1級から3級(厚年法施行令3条の8別表第1に定める)の障害の状態となったときに支給されます。受給要件に該当すれば、在職中または退職後であるかにかかわらず請求できます。

※ 初診日とは、その傷病で初めて医師の診療を受けた日のことです。

### ① 受給要件

次の要件をすべて満たしているときに受給できます。

- ア. 初診日において厚生年金被保険者であること。
- イ. 障害認定日(初診日から1年6月を経過した日又は1年6月経過する前に症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日)に障害等級の1級から3級の状態であること。
- ウ. 障害認定日時点で障害等級に該当しなかったが、その後症状が進行し、65歳に達する日の前日(65歳の誕生日の前々日)までに障害等級の1級から3級に該当する状態になったとき。
- エ. 国民年金の保険料の納付要件(※)を満たしていること。

※保険料の納付要件

初診日の属する月の前々月までの期間のうち、国民年金保険料納付済期間と免除期間の合計が3分の2以上あること。

### ② 障害等級の認定

障害等級の認定は、請求時に提出していただく診断書(所定の様式を使用し、作成にかかる費用は本人負担となります。)により、厚生年金法を基準に共済組合の審査医が認定します。

(参考)障害等級のめやす

障害者手帳の等級とは異なります。

障害等級	障害の程度
1級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状のために日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。
2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状のために日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。
3級	身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの。

認定により障害等級が1級及び2級に該当する方は、障害厚生年金に加えて日本年金機構が裁定する障害基礎年金が支給されます。(保険料納付要件を満たしていること。)

また、障害等級1級及び2級の場合、加給年金額の加算があります。(P9の(4)加給年金額 参照)

## 特例症例

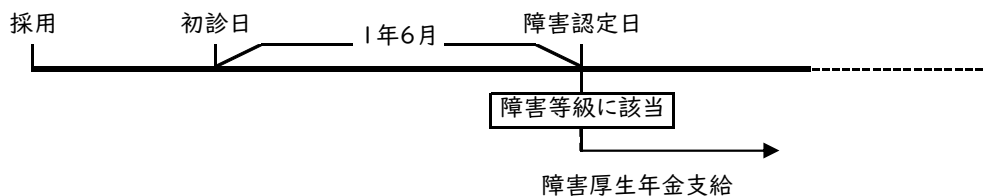
次の場合は、特例として初診日から1年6月を経過しなくてもそれぞれの日が障害認定日となります。

症例の現象	障害認定日
上肢・下肢を切断、離断した場合	切断又は離断した日
人工骨頭、人工関節を挿入、置換した場合	挿入、置換日
脳血管疾患による機能障害	初診日から起算して6ヶ月を経過した日以後 ※医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めない場合に限る。
心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着した場合	装着日
心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植又は装着日
CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)	装着日
胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管(ステントグラフトも含む)を挿入、置換した場合	挿入、置換日
人工透析療法を施行した場合	透析開始から3ヶ月を経過した日
人工肛門、又は尿路変更術を施した場合	施した日から6ヶ月を経過した日
新膀胱を造設した場合	造設日
咽頭全摘出手術を施した場合	手術日
在宅酸素療法を行っている場合	在宅酸素療法を開始した日
遷延性植物状態である場合	状態に至った日から3ヶ月を経過した日以後

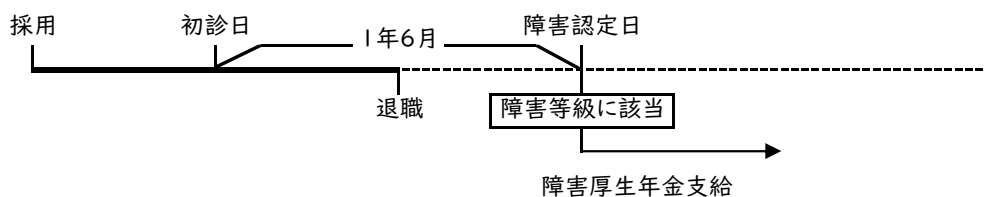
### ③ 支給例

#### ア. 障害認定日に障害等級に認定された場合

(例1) 障害認定日が在職中の場合

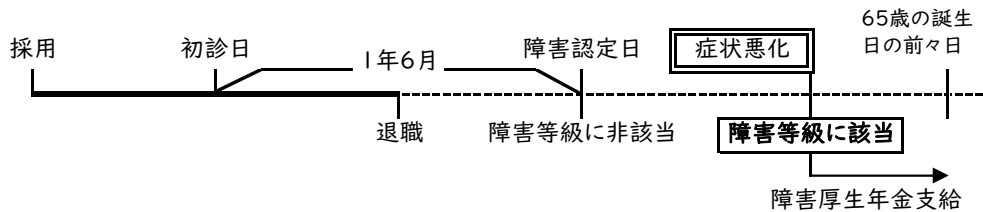


(例2) 障害認定日が退職後の場合



## イ. 事後重症の場合（障害認定日以後に障害の状態になった）

初診日において厚生年金被保険者であった者のうち、障害認定日に障害等級3級以上に該当しなくても、65歳に達する日の前日までの間に、障害等級1級から3級に該当する状態になったとき、請求により障害厚生年金が支給される。



### <傷病手当金（短期給付）との調整>

同一の傷病で「傷病手当金」を受給している方が、障害厚生年金を請求し受給が決定した場合、障害厚生年金受給期間と重複した期間の「傷病手当金」の支給額は調整されることとなります。

## ④ 障害年金の額（公務外）

### (1) 障害等級3級の場合

$$\text{障害厚生年金} = \text{厚生年金 (厚生年金相当部分)} + \text{経過的職域加算額 ※1 (職域年金相当部分)}$$

※1 初診日が、平成27年10月以降の場合、経過的職域加算額（職域年金相当部分）はありません。

### (2) 障害等級1級又は2級の場合（ア + イ）

$$\text{ア 障害厚生年金} = \text{厚生年金 (厚生年金相当部分)} + \text{経過的職域加算額 ※1 (職域年金相当部分)} + \text{加給年金 ※2 (該当者のみ)}$$

※1 初診日が、平成27年10月以降の場合、経過的職域加算額（職域年金相当部分）はありません。

※2 加算対象者のうち、配偶者に係る加給年金額がある場合のみ（P9 加給年金額 参照）

$$\text{イ 障害基礎年金 ※3} = \text{定額部分} + \text{加給年金 ※2 (該当者のみ)}$$

※2 加算対象者のうち、子に係る加給年金額がある場合のみ（P9 加給年金額 参照）

※3 障害基礎年金の額は、下記のとおりです。

### 障害基礎年金

障害等級の1級又は2級に該当した場合は、日本年金機構から障害基礎年金が支給されます。保険料の納付要件※を満たしていることが必要です。

#### ※保険料の納付要件

初診日の属する月の前々月までの期間のうち、国民年金保険料納付済期間と免除期間の合計が3分の2以上あること。

#### ※3 障害基礎年金の額（令和5年度）

定額部分	(1級)	993,750円	+	加給年金	子2人目まで1人につき	子3人目から1人につき
	(2級)	795,000円			228,700円	76,200円

## ⑤ 障害厚生年金の失権

障害厚生年金の受給権者が次のいずれかに該当したとき、その権利を失います。

- ア. 死亡したとき
- イ. 障害の程度が軽くなり、障害等級3級以上に該当しなくなったまま、65歳に達したとき  
(ただし、障害等級3級以上に該当しなくなったときから3年を経過していない場合は、3年を経過した日)

## ⑥ 障害手当金

(1) 障害手当金は、障害等級に該当しない程度の障害で、次に該当した場合に厚生年金保険独自の給付として支給されます。

- ア. 厚生年金被保険者期間中に初診がある傷病が5年以内に治っている(医学的に治癒したと認められる)こと。
- イ. 障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残っていること。
- ウ. 国民年金の保険料の納付要件(\*)を満たしていること。

※保険料の納付要件

初診日の属する月の前々月までの期間のうち、国民年金保険料納付済期間と免除期間の合計が3分の2以上あること。

但し、下記のいずれかに該当する場合、障害手当金は支給されません。

- ・ 厚生年金保険の年金給付の受給権があるとき(障害等級3級以上に該当しなくなって3年を経過した人を除く。)
- ・ 国民年金の年金給付又は共済組合等の年金給付の受給権があるとき。
- ・ 当該傷病について、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、公立学校の学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律、労災保険法による傷害補償給付、労働基準法による傷害補償、船員保険法における障害給付などを受けるとき。

(2) 障害手当金の額は、障害等級3級の障害厚生年金の2年分に相当する額となります。

## (8) 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、厚生年金被保険者（組合員）が在職中または退職後に亡くなられたとき、その遺族に支給されます。

### ① 受給要件

次のいずれかに該当するときに、その者の遺族が受給できます。

- ア. 厚生年金被保険者が死亡したとき。
- イ. 厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病が原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日より前に死亡したとき。
- ウ. 障害等級の1級又は2級の障害厚生年金等の受給権者が死亡したとき。
- エ. 老齢厚生年金の受給権者又は被保険者（組合員）期間等（※1）を合算して25年以上ある者が死亡したとき。

（※1）被保険者（組合員）期間等については、特別支給の老齢厚生年金の（※1）と同じ。

### ② 遺族の範囲

遺族厚生年金を受給できる遺族とは、厚生年金被保険者（組合員）又は厚生年金被保険者（組合員）であった者が死亡した当時、その者によって生計を維持していた者のうち、将来にわたって恒常的な収入金額が年額850万円未満（所得655.5万円未満）と認められる次の者をいいます。

優先順位	遺族	年齢等の要件
1	配偶者	遺族が夫の場合は55歳以上であること（遺族基礎年金の受給権がない場合、支給開始は60歳から）
	子	18歳に達する日の年度末までの間でかつ未婚であること、又は20歳未満で障害等級1級又は2級の状態にあり、かつ未婚であること（子は、被保険者であった方が死亡時に胎児であった子も含む）
2	父母	55歳以上であること（支給開始は60歳から）
3	孫	18歳に達する日の年度末までの間でかつ未婚であること、又は20歳未満で障害等級1級又は2級の状態にあり、かつ未婚であること
4	祖父母	55歳以上であること（支給開始は60歳から）

### ③ 遺族年金の額（ア＋イ＋ウ）

$$\text{ア 遺族厚生年金} = \left( \text{厚生年金} + \text{経過的職域加算額 (職域年金相当部分)} \right) \times 3/4 + \text{中高齢寡婦加算※1}$$

※1 中高齢寡婦加算

遺族厚生年金の受給権者が、18歳の年度末の間までの子等がいらない40歳以上65歳未満の妻の場合、遺族厚生年金に、中高齢寡婦加算が加算されます。

イ. 年金払い退職給付の退職年金のうち有期年金の残余额は遺族一時金として遺族に支給されます。

ウ. 遺族が、子のある配偶者又は子の場合

遺族基礎年金 ※2 ※3	=	定額部分	+	子の加算
--------------	---	------	---	------

※2 ※3 遺族基礎年金の額は、下記のとおりです。

### 遺族基礎年金

遺族が、子のある配偶者又は子の場合、日本年金機構から遺族基礎年金が支給されます。保険料の納付要件※を満たしていることが必要です。

※保険料の納付要件

被保険者期間のうち、国民年金保険料納付済期間と免除期間の合計が3分の2以上あること。

※2 遺族基礎年金の額（令和5年度）

定額部分	795,000円	+	加給年金	子2人目まで1人につき	子3人目から1人につき
				228,700円	76,200円

※3 配偶者と子の両方に受給権があるときは、子に対する支給は停止され、配偶者に※2が支給されます。

子のみを受給権があるときは、子に※2が支給されることとなりますが、その子と生計を同じくする父又は母がいる場合は支給が停止されます。

### ④ 遺族厚生年金の失権

遺族厚生年金の受給権者が次のいずれかに該当したとき、その権利を失います。

- ア. 死亡したとき
- イ. 婚姻したとき（事実婚を含む）
- ウ. 直系血族及び直系姻族以外の者の養子になったとき
- エ. 死亡した組合員であった者との親族関係が離縁によって終了したとき
- オ. 子又は孫が18歳になった日の属する年度末になったとき（障害等級1、2級の子又は孫の場合は20歳になったとき）
- カ. 障害等級1、2級の子又は孫が、18歳になった日の属する年度末以後に障害等級1、2級に該当しなくなったとき
- キ. 受給権を取得した当時30歳未満で、子を有しない妻が、受給権を取得した日から5年経過したとき
- ク. 同一給付事由による遺族基礎年金の受給権を有する妻が、30歳に到達する日以前に遺族基礎年金の受給権が消滅した場合、消滅した日から5年経過したとき
- ケ. 受給権者が父母、孫、祖父母で、被保険者の死亡時に胎児であった子が出生したとき

## (9) 年金払い退職給付

平成27年10月の被用者年金制度の一元化により、共済年金の職域部分(旧3階)は廃止され、新たな公務員制度としての年金給付制度である「年金払い退職給付」が創設されました。

### ① 年金払い退職給付の種類

年金払い退職給付には、次の(1)～(3)の給付の種類があります。

#### (1) 退職年金(終身退職年金・有期退職年金)

##### ア. 受給要件

- ・ 1年以上の引き続く組合員期間があること
- ・ 65歳に達していること
- ・ 退職していること

- イ. 終身退職年金は生涯にわたって支給され、本人が死亡したとき支給が終了します。  
有期退職年金は受給期間を20年又は10年から選択でき(一時金の選択も可能)、本人が死亡したとき有期退職年金の残余部分があるときは遺族に支給されます。

#### (2) 公務障害年金

公務障害年金は、平成27年10月以降の組合員期間に初診日がある者について、公務による傷病(通勤災害を除く)により障害の状態になったとき、障害の状態である間支給されます。

受給要件及び障害の程度が変わった場合の額の改定、失権等については、障害厚生年金と同様です。但し、受給権者が組合員になったときは、組合員である期間の支給は停止します。

#### (3) 公務遺族年金

公務遺族年金は、平成27年10月以降の組合員期間を有する者が公務による傷病(通勤災害を除く)により死亡したとき、遺族に支給されます。

受給要件及び遺族の範囲、失権等については、遺族厚生年金と同様です。(1年以上の引き続く組合員期間があること)

### ② 給付算定基礎額

年金払い退職給付は、給付算定基礎額(ア+イ)に基づいて支給されます。

- ア. 平成27年10月以後の組合員期間の各月の標準報酬月額と標準期末手当の額  
×その各月に適用される **付与率**

- イ. 当該各月から給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に応じた **利子**



### 3 老齢厚生年金受給者の年金支給停止等

#### (1) 在職による年金支給停止

老齢厚生年金受給者が、厚生年金保険に加入して在職している期間は、支給停止計算が行われ、停止計算後の年金額に調整されます。在職中に年金支給開始年齢に到達し、年金が決定した場合も同様に、支給停止計算後の年金額になります。(70歳以上の在職者は厚生年金保険に加入しませんが、停止の対象になります。)

支給停止額は、基本月額(※1)と総報酬月額相当額(※2)により計算します。

なお、支給停止計算後の調整により支払われなかった年金額は、退職後も、遡って支払われるということはありません。

##### ① 支給停止月額の計算 (ア + イ)

ア. 支給停止基準額

$$\left( \boxed{\text{基本月額} \times 1} + \boxed{\text{総報酬月額相当額} \times 2} - \boxed{48\text{万}} \right) \times 1/2$$

※1 基本月額=老齢厚生年金の月額

(経過的職域加算額・年金払い退職給付・加給年金額・経過的加算を含まない額)

※2 総報酬月額相当額とは、標準報酬月額と、直近1年間の標準賞与額÷12月を合算した額

イ. 経過的職域加算額

- ・国家公務員共済組合や地方公務員共済組合の組合員は、経過的職域加算額が全額停止。
- ・上記以外の被保険者になる場合は、経過的職域加算額の停止はありません。

(参考) 老齢基礎年金は、在職による支給停止はありません。

#### (2) 雇用保険法等による失業給付等との調整

##### ① 失業給付受給中の年金支給停止

特別支給の老齢厚生年金(繰上げ受給も含む)を受給している65歳未満の方が、雇用保険法による失業給付(基本手当)を受給する場合は、求職の申込みをした日の翌月から失業給付の受給が終了する月までの間、老齢厚生年金が全額停止します。経過的職域加算額の停止はありません。

##### ② 高年齢雇用継続給付受給中の年金支給停止

特別支給の老齢厚生年金を受給している65歳未満の方が、高年齢雇用継続給付を受給する場合は、在職による支給停止に加えて、標準報酬月額に応じて老齢厚生年金の一部が停止します。

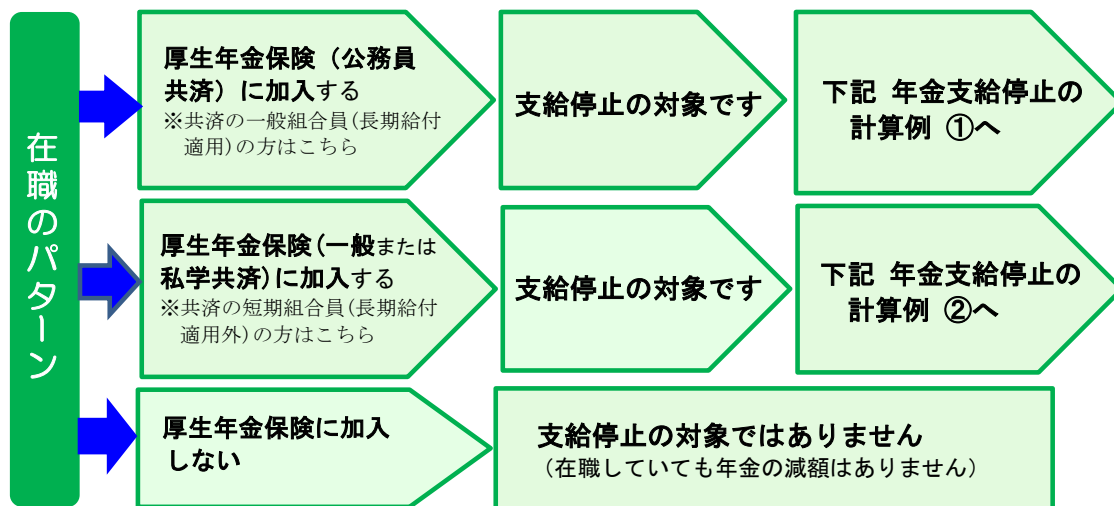
👉 ハローワークに給付の申込みをする際には、基本手当額等についても確認し、年金額と比較して有利になる方を選択してください。

## 在職中の年金の支給停止

老齢厚生年金を受給している方が、厚生年金保険（共済組合も含む）に加入して在職している期間は、支給停止計算が行われ、停止計算後の年金額に調整されます。在職中に受給開始年齢に到達し年金が決定した場合も、年金決定と同時に停止計算され、年金額が調整されます。

支給停止の額は、標準報酬月額（賞与も含む）と年金月額によって決まります。

また、在職中に停止計算により支払われなかった年金額は、退職後、遡って支払われるということはありません。年金を受給しながら在職する場合は、下記の例を参考にしてください。



老齢厚生年金の支給停止は、次のような計算で停止額が決まります。

$$\cdot \text{標準報酬月額} + (\text{過去1年間に支給された賞与額の合計} \div 12 \text{か月}) + \text{老齢厚生年金の月額} = A$$

Aの額が48万を超えたとき、超えた額の1/2が、1か月あたり支給停止される額です。

・経過的職域年金は、共済組合の一般組合員になると全額支給停止します。

・退職年金（年金払い退職給付）※は、共済組合の一般組合員になると全額支給停止します。

※退職年金（年金払い退職給付）とは、H27年10月以降に組合員期間があり65歳以上かつ退職している方に支払われる年金です。

1ヶ月あたりの年金支給停止計算の例（ご自身の額に当てはめて計算してください）

- 標準報酬月額……30万円 <給与明細書等で確認できます。>
- (例) ● 過去一年間の賞与額…72万円 <例:34万(R5年6月支給)+38万(R4年12月支給)>
- 老齢厚生年金の月額…13万円 <経過的職域年金と加給年金額を除いた額>
- 経過的職域年金の月額…2万円

↓ 次の計算例①または②にあてはめて、支給停止額を計算します。

**計算例① 公務員共済組合の年金に加入して在職する場合**

- 老厚  $[\{30万 + (72万 \div 12 \text{か月}) + 13万\} - 48万円] \times 1/2 =$  月5千円停止
- 経過的職域年金は、月2万円（全額）停止 **計 1ヶ月あたり2万5千円 減額します。**

**計算例② 共済組合以外の一般厚生年金や私学共済に加入して在職する場合**

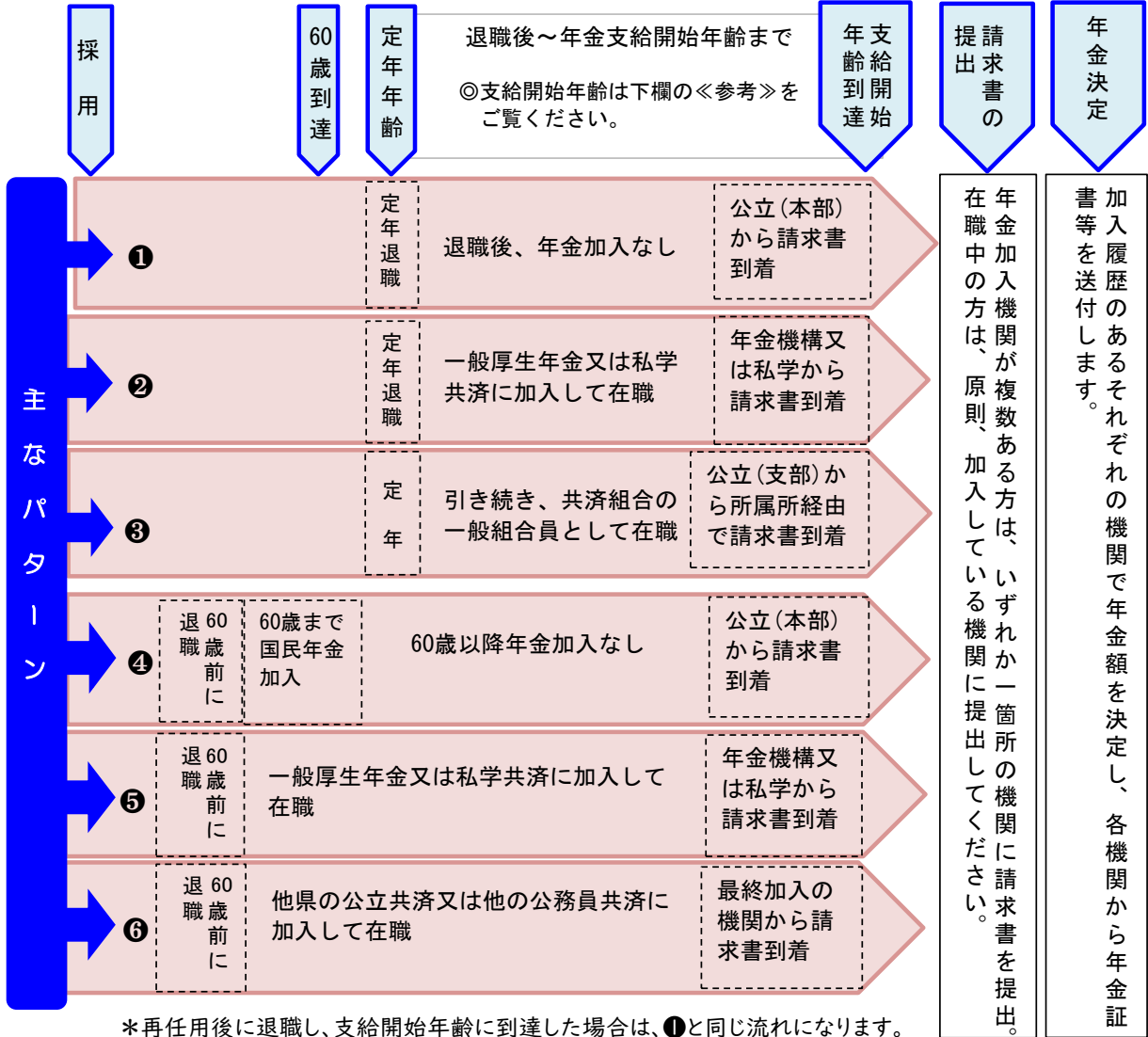
- 老厚  $[\{30万 + (72万 \div 12 \text{か月}) + 13万\} - 48万円] \times 1/2 =$  月5千円停止

### 支給停止の解除について

退職時に年金額改定の手続きを行い、手続き完了後に停止は解除されますが4ヶ月程かかります。そのため、退職後は減額されたままの年金額が振り込まれ、不足分は遡って振り込まれます。

# 老齢厚生年金を受給するまでの流れ

年金は、各種年金請求書を提出していただくことにより、決定し支給が開始されます。  
 老齢厚生年金の請求書は、各自の年金支給開始年齢の到達時期に合わせ、最終で加入していた実施機関一ヶ所から一部送付されます。  
 複数の年金制度に加入履歴のある方も、ワンストップサービスにより、複数の実施機関に請求書を提出する必要はありません。請求書を受理した実施機関が、加入履歴のあるすべての実施機関に請求書を回送します。その後、それぞれの機関で年金額を裁定し決定後、年金の支給を開始します。



\*再任用後に退職し、支給開始年齢に到達した場合は、①と同じ流れになります。  
 \*年金支給開始年齢まで在職(65歳定年の方等)している方は、公立(支部)から所属所経由で請求書が到着します。

「参考」年金の支給開始年齢は生年月日によって変わります。

生年月日	開始年齢
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日まで	64歳
昭和36年4月2日以降	65歳

「用語の説明」

機関=年金加入先機関(日本年金機構、私学共済、公務員共済)  
 年金機構=日本年金機構  
 公立=公立学校共済組合  
 私学=日本私立学校振興・共済事業団

### 第3 退職後の医療保険制度について

#### 1. 退職後の医療保険制度（保険証）

##### (1) 医療保険制度の概要

日本の医療保険制度は、「国民皆保険」となっており、国内に居住する者は何らかの公的医療保険制度に加入することが義務付けられています。

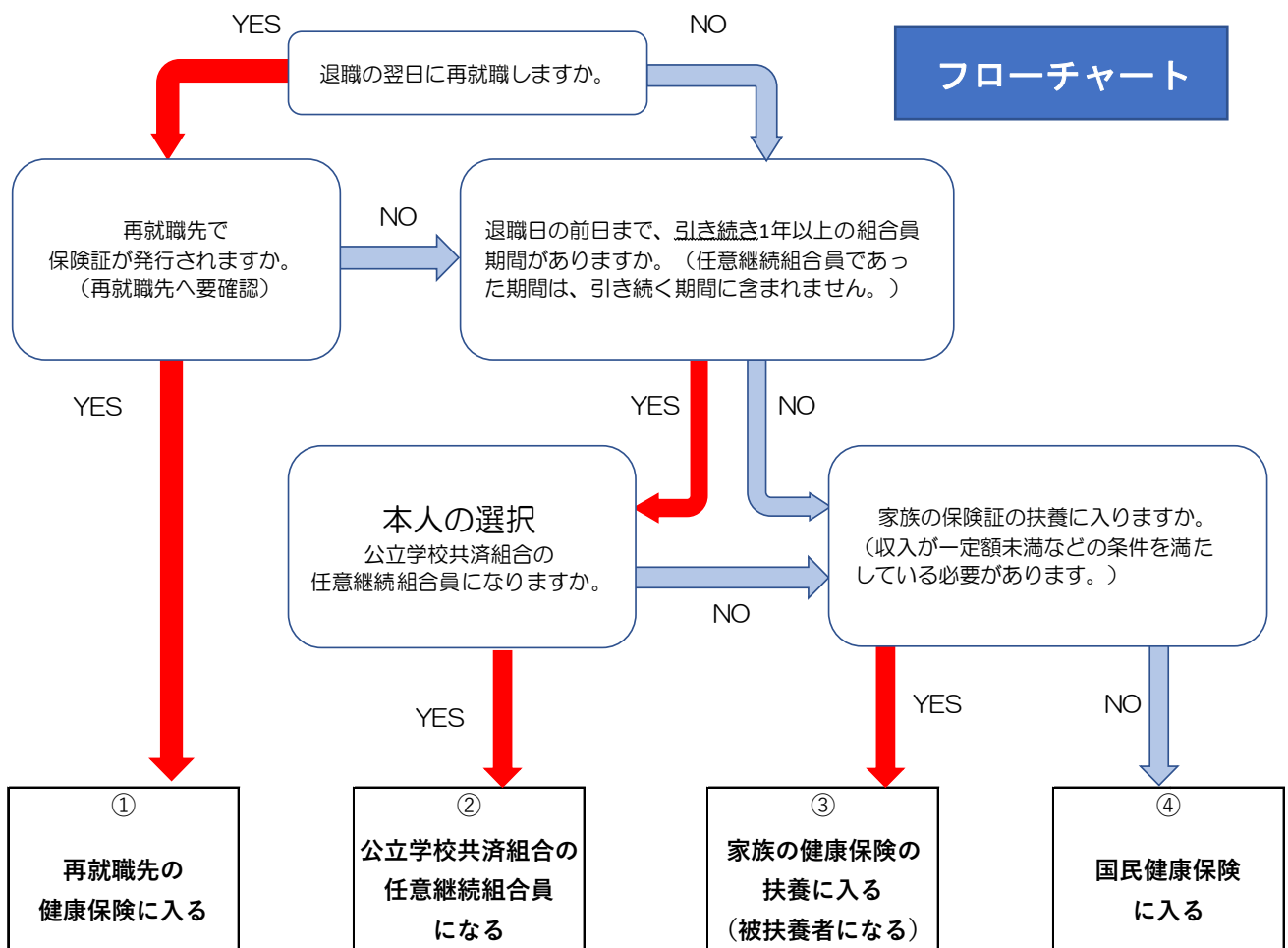
公立学校等の職員は、職員となった日から公立学校共済組合の組合員資格を取得し、掛金を負担して医療給付等を受けますが、その組合員資格は退職の翌日に喪失します。

ただし、一定の条件を満たせば、最長 2 年間資格が継続する制度（任意継続組合員制度）に加入することができます。

##### (2) 退職後に加入する医療保険制度

退職後に加入する医療保険制度は、以下の 4 つから御自身で選択することになります。選択できる医療保険制度は、退職後の状況によって異なります。

なお、4 月 1 日から暫定再任用(常勤)になる方は、現在お使いの組合員証をそのまま使用となります。



暫定再任用(常勤)及び、**加入条件を満たす**暫定再任用(短時間)・定年前再任用短時間になる方は、公立学校共済の組合員証をそのまま使用

公立学校共済組合で加入の手続きをする

認定要件は健康保険により異なるため、確認が必要

住民票のある市役所や役場で加入の手続きをする

### (3) 任用形態と健康保険

退職後の主な再就職先として同所属機関での任用形態変更があります。内容は次のとおりです。

任用形態	健康保険
暫定再任用(常勤) 任期付教職員(常勤) 特任教授(常勤) ※	公立学校共済組合に継続加入(被扶養者を含め、組合員証返却不要) (※ 特任教授については、大学勤務の方のみ対象)
暫定再任用(短時間) 定年前再任用短時間 任期付教職員(短時間)	加入の要件を満たせば、公立学校共済組合に継続加入(組合員証返却不要) 加入の要件: ① 週 20 時間以上勤務 ② 2 か月を超える任用 ③ 賃金月 8.8 万円以上
臨時的任用教職員 (期間採用・代替教職員) 会計年度任用職員	加入の要件を満たせば、公立学校共済組合に継続加入(組合員証返却不要) 加入の要件: ① 週 20 時間以上勤務 ② 2 か月を超える任用 ③ 賃金月 8.8 万円以上

### (4) 現在被扶養者になっている家族が加入する医療保険制度

組合員の退職と同時に被扶養者も資格喪失となり、健康保険も次の中から選択する必要があります。

A. 退職者の保険証の被扶養者になる。

① 退職者が公立学校共済組合の任意継続組合員になった。

(認定の要件を備えていれば、引き続き被扶養者として認定できます。継続認定または認定の取消しを希望する場合は、「任意継続組合員申出書※」に必要事項を記載して提出してください。)

※山梨支部 HP からダウンロード又は 2 月に所属所あて通知内添付されています。

② 退職者が再就職先で健康保険に加入した。

③ 退職者が暫定再任用等で引き続き公立学校共済組合員である。(被扶養者も引き続き認定可能なため、被扶養者証の返却は不要で、そのまま使用できます。)

B. 他の家族の保険証の被扶養者になる。

⇒他の家族が健康保険に加入している場合に選択ができます。認定の要件は、健康保険により異なるため、御家族の勤務先担当者に確認をしてください。

C. 国民健康保険に加入する。

⇒A.B.いずれにも当てはまらない場合です。住民票のある市役所や役場で加入手続きができます。

### (5) 組合員証の返納および注意事項

- 退職の翌日以降は、組合員証(被扶養者証を含む)及び高齢受給者証等の各種証を使用することはできません。退職時の所属所に返納してください。(市町村単独教員の方は市町村の担当者へ返納のこと)ただし、退職後の任用によって、現在お持ちの組合員証を引き続き使用する場合があります。(別添【組合員証返納チャート】を参照してください)
- 資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合は、共済組合が負担した医療費を返還していただくことになります。
- 任意継続組合員になった場合は、任意継続組合員証(被扶養者分を含む)及び各種証を改めて交付しますので、医療機関を受診する際に提示してください。

## 2. 任意継続組合員制度

### (1) 任意継続組合員制度とは

退職後の最長2年間、医療給付等の短期給付と福祉事業それぞれについて一部の適用を受けることができる制度で、新たに任意継続組合員の証が発行されます。(受けられる給付等は、P7を参照)

### (2) 資格の取得と喪失について

- 次の条件を満たしたとき、任意継続組合員の**資格を取得**します。

- ① 退職の前日までに引き続き1年以上組合員であったこと(在職期間が1年と1日以上必要)  
令和5年4月1日に就職し、令和6年3月31日に退職する場合は、引き続き組合員であった期間が1日足りないため、任意継続組合員になることができません。
- ② 退職の日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書」の提出と掛金の払込みを行うこと。(令和6年3月31日退職の場合は、令和6年4月19日が締め切りとなります。)  
◎期日を過ぎた申出書の提出や掛金の納付は認められません。

- 次のいずれかに該当したとき、任意継続組合員の**資格を喪失**します。

- ① 任意継続組合員の資格取得から2年を経過したとき
- ② 掛金を期日までに払い込まなかったとき
- ③ 再就職等で健康保険の被保険者になったとき(または共済組合員になったとき)
- ④ 死亡したとき
- ⑤ 自己都合で任意継続組合員をやめる旨を申し出た場合に、申出書を共済組合が受理した月の末日が到来したとき(国民健康保険に加入する場合や、家族の被扶養者になる場合は、こちらに該当します)
- ⑥ 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき(75歳に到達した方など)

上記の③・④・⑤に該当する場合は、様式等の提出が必要になりますので、公立学校共済組合まで御連絡ください。⑤による資格喪失手続きは、月単位でいつでも行うことができます。

- ※ 任意継続組合員の資格を喪失し、再度任意継続組合員となるには、また新たに資格取得の条件を満たさなければなりません。

(例)

3/31 退職	4/1~6/30 無職	7/1~翌年 6/30
一般組合員	任意継続組合員	<u>一般組合員または短期組合員</u>

退職日前日は6/29となり1年間に満たないので再度任意継続組合員になることはできない。(6/30までの任意継続組合員であった期間は含めることはできない。)退職日が翌年7/1以降であれば認められる。

### (3) 掛金について

#### < 掛金額 >

任意継続組合員の掛金は、「短期任意継続掛金(全員計算)」と「介護任意継続掛金(40歳以上 65歳未満の方のみ計算)」の合計金額となります。

次の①・②のうち、いずれか低い額に掛金率を乗じた額が1か月の掛金額となります。

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 公立学校共済組合の全組合員の令和5年9月30日における平均標準報酬月額  
(令和4年の平均額は410,000円。令和5年の平均額は、2月中旬に改めて通知します。)

掛金率(令和5年4月～令和6年3月)

短期任意継続掛金分・・・93.20/1,000

介護任意継続掛金分・・・16.00/1,000

来年度の掛金率は変更される可能性があります。決定され次第、改めて通知します。

#### < 掛金の計算例 >

令和5年度の数値を適用して計算すると、以下のようになります。

(標準報酬月額別任意継続掛金は、P6を参照)

(平均標準報酬月額や掛金率の変更により、実際の加入時の掛金額と異なる可能性があります。)

退職時の年齢60歳、退職時の標準報酬月額530,000円の場合  
40歳以上65歳未満のため、短期任意継続掛金・介護任意継続掛金の両方を計算します。

530,000円(①) > 410,000円(②)より、②に掛金率を乗じます。

短期任意継続掛金 = 410,000円 × 93.20/1,000 = 38,212円

介護任意継続掛金 = 410,000円 × 16.00/1,000 = 6,560円

合計 44,772円(月額)

退職時の年齢31歳、退職時の標準報酬月額300,000円の場合  
40歳未満のため、短期任意継続掛金のみ計算します。

300,000円(①) < 410,000円(②)より、①に掛金率を乗じます。

短期任意継続掛金 = 300,000円 × 93.20/1,000 = 27,960円

合計 27,960円(月額)

< 掛金の納入方法 >

次の3つから選択できます。

- ① 12か月前納払い ② 6か月前納払い ③ 各月払い(口座振替、山梨中央銀行のみ)

前納払い(①または②)を選択した場合は、割引があります。**③を選択し、残高不足等により振替ができなかった場合は、翌月の1日付けて任意継続組合員の資格を喪失します。**

なお、在職中の組合員掛金は給与から天引きされていましたが、任意継続組合の掛金は御自身で納入することとなります。

< 納入方法による掛金額の比較 >

(例)退職時の標準報酬月額が410,000円以上の場合(令和5年度の掛金率を適用した場合)

	12か月前納払い	6か月前納払い	各月払い (山梨中央銀行のみ)
年額	短期 38,212 + 介護 6,560 ×12ヶ月前納率 =526,004 円	短期 38,212 + 介護 6,560 ×6ヶ月前納率×2回 =531,162 円	短期 38,212 + 介護 6,560 ×12ヶ月(割引なし) =537,264 円
割引額	11,260 円 (口座振替と比較)	6,102 円 (口座振替と比較)	なし
払込時期	毎年3月 (2年目以降も同様)	毎年3月と9月 (2年目以降も同様)	毎月22日に翌月分を 指定口座から振替

※ 3月中に納入する場合の金額になります。4月以降に納入する場合は、金額が変わります。

※ 標準報酬月額毎の掛金額については、P6の早見表を参照してください。

< その他 >

- ① 被扶養者の有無によって掛金額が変わることはありません。  
 ② 掛金を納めた後に、再就職や申し出により任意継続組合員資格を喪失した場合は、資格喪失月以降の掛金を還付します。

ただし、資格を取得した月と喪失した月が同月の場合は、1か月分の掛金を除いた額を還付します。

(例1)令和6年4月~令和7年3月分の掛金を前納したが、令和6年7月1日に再就職し、任意継続組合員資格を喪失した。

⇒ 令和6年7月~令和7年3月分の掛金を還付します。

(例2)令和6年4月~令和7年3月分の掛金を前納したが、令和6年4月20日に再就職し、任意継続組合員資格を喪失した。(取得と喪失が同月内)

⇒ 令和6年5月~令和7年3月分の掛金を還付します。

- ③ 2年目の掛金額は、令和7年3月上旬に通知します。通知は御自宅へ送付されます。



< 標準報酬月額別 任意継続掛金早見表 >

退職時の 標準報酬月額 (短期)	掛金額						退職時の 標準報酬月額 (短期)
	退職時年齢		退職時年齢 40歳～64歳				
	40歳未満	65歳以上	短期月額	介護月額	短期年額	介護年額	
410,000円 以上	38,212	458,544	38,212	6,560	458,544	78,720	410,000円 以上
380,000円	35,416	424,992	35,416	6,080	424,992	72,960	380,000円
360,000円	33,552	402,624	33,552	5,760	402,624	69,120	360,000円
340,000円	31,688	380,256	31,688	5,440	380,256	65,280	340,000円
320,000円	29,824	357,888	29,824	5,120	357,888	61,440	320,000円
300,000円	27,960	335,520	27,960	4,800	335,520	57,600	300,000円
280,000円	26,096	313,152	26,096	4,480	313,152	53,760	280,000円
260,000円	24,232	290,784	24,232	4,160	290,784	49,920	260,000円
240,000円	22,368	268,416	22,368	3,840	268,416	46,080	240,000円
220,000円	20,504	246,048	20,504	3,520	246,048	42,240	220,000円
200,000円	18,640	223,680	18,640	3,200	223,680	38,400	200,000円
190,000円	17,708	212,496	17,708	3,040	212,496	36,480	190,000円
180,000円	16,776	201,312	16,776	2,880	201,312	34,560	180,000円
170,000円	15,844	190,128	15,844	2,720	190,128	32,640	170,000円
160,000円	14,912	178,944	14,912	2,560	178,944	30,720	160,000円
150,000円	13,980	167,760	13,980	2,400	167,760	28,800	150,000円
142,000円	13,234	158,808	13,234	2,272	158,808	27,264	142,000円
134,000円	12,488	149,856	12,488	2,144	149,856	25,728	134,000円
126,000円	11,743	140,916	11,743	2,016	140,916	24,192	126,000円
118,000円	10,997	131,964	10,997	1,888	131,964	22,656	118,000円
110,000円	10,252	123,024	10,252	1,760	123,024	21,120	110,000円
104,000円	9,692	116,304	9,692	1,664	116,304	19,968	104,000円
98,000円	9,133	109,596	9,133	1,568	109,596	18,816	98,000円
88,000円	8,201	98,412	8,201	1,408	98,412	16,896	88,000円

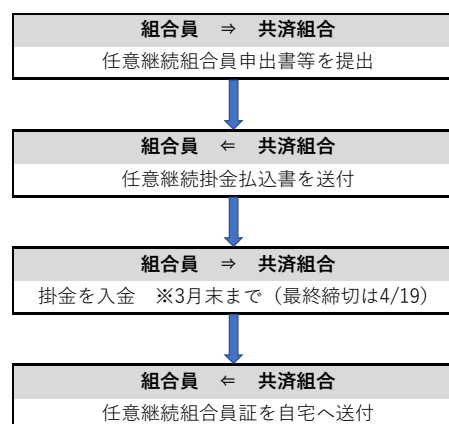
※ 各月払いを選択した場合の掛金額になります。前納払いを選択した場合は、年額に割引がかかります。

※ 上記の金額は、令和5年4月～令和6年3月の掛金率を適用した金額になります。令和6年4月以降の任意継続掛金については、掛金率や全組合員の平均標準報酬月額の変更に伴い変動する可能性があります。

(4) 任意継続組合員の加入手続きについて

年度末退職者の任意継続組合員加入手続き期間は、2月下旬～3月下旬を予定しています。

日程の詳細は2月中旬に通知します。手続きの大まかな流れは右図のとおりです。



## (5) 任意継続組合員加入後に公立学校共済組合山梨支部への連絡が必要な場合

次の場合は、支部へ御連絡のうえ手続きを行ってください。

- ・ 任意継続組合員を途中で脱退する場合
- ・ 組合員および被扶養者が転居した場合
- ・ 新たに被扶養者としていたい方がいる場合、被扶養者の取消しをしたい方がいる場合
- ・ 「限度額適用認定証」の発行を希望する場合
- ・ 短期給付（療養費、出産費、埋葬料、災害見舞金など）の申請を行う場合

## (6) 任意継続組合員として受けることができる給付等について

### < 給付 >

一般の組合員と同様に、短期給付を受けることができます。ただし、休業給付（休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金）は給付の対象外となります。休業給付のうち、傷病手当金及び出産手当金については、一定の条件（PIO～II を参照）を満たした場合、給付の対象となります。給付の申請を行う際は、公立学校共済組合山梨支部まで御連絡ください。

### < 福祉事業 >

以下を利用することができます。

#### 特定健康診査・特定保健指導

40歳～75歳の方は、共済組合が発行する受診券・利用券を使用することで、特定健康診査・特定保健指導を無料で受けることができます。特定健康診査は、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームの予防と改善を目的とした検査です。検査項目は次のとおりです。

- 身体計測（身長、体重、腹囲）
- 血圧測定
- 血液検査（脂質、血糖、肝機能）
- 尿検査（尿糖、尿タンパク）
- 医師による診察

#### ◎ よくある質問「人間ドックの受診に際して、共済組合から費用の補助はありますか？」

⇒ 任意継続組合員が人間ドックを受診する際、共済組合からの費用補助はありません。

ただし、自費での人間ドック受診時に上記「特定健康診査受診券」が併用できる医療機関では、特定健康診査費用分を控除した額で受診できます。なお、併用の可否については医療機関へお問い合わせください。

#### 宿泊施設特別利用者証（退職の希望者に配布）

公立学校共済組合の直営宿泊所に宿泊する際に提示すると、組合員料金で宿泊できます。御家族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）にも組合員料金が適用されます。有効期限はありませんので、生涯利用できます。紛失等により再発行を希望する場合は、公立学校共済組合山梨支部まで御連絡ください。

### 3. 医療保険制度の比較

#### (1) 医療保険制度の選択について

再就職先で健康保険や共済組合に加入する場合は、他の医療保険制度を選択することはできません。それ以外の場合は、任意継続組合員・国民健康保険・家族の被扶養者の中から選択することになります。それぞれの保険料(掛金)と給付(法定給付と附加給付)内容の比較が、選択の際のひとつの目安となります。

#### (2) 各制度の概要

任意継続組合員・国民健康保険・家族の被扶養者の概要は以下のとおりです。

	任意継続組合員	国民健康保険	家族の被扶養者
本人の保険料 (掛金)	退職時の標準報酬月額等を基に算出。 令和5年度の最高年額 ⇒ 537,264円 翌年度もほぼ同程度の金額となる。	前年の所得、世帯の加入者数等をもとに算出。 令和5年度の最高年額 ⇒ 1,040,000円 退職後の所得により、翌年度の金額が変動する。	家族の被扶養者になった場合、保険料はかからない。
被扶養者の 保険料 (掛金)	被扶養者分の掛金はかからない。また、被扶養者の有無により本人の掛金額が変わることはない。	一人一人が国民健康保険に加入することになるため、人数分の保険料を納める必要がある。	—
共通の給付 (法定給付)	受診時の窓口負担額 医療費総額の3割(6歳未満は2割、70歳以上は2割または3割) 高額療養費 所得によって計算方法が異なる		
共通の給付で 異なる部分	高額療養費に該当し、限度額適用認定証を使用しなかった場合は、高額療養費以上自己負担した金額を自動で給付する。	高額療養費に該当し、限度額適用認定証を使用しなかった場合は、高額療養費以上自己負担した金額を申請により給付する。	高額療養費の給付方法は、家族が加入している健康保険により異なる。
独自の給付 (附加給付)	1か月間に1つの医療機関での窓口負担が25,000円以上になった場合は、自動で払戻金等が給付される。	附加給付の制度はない。	給付内容は、家族が加入している健康保険により異なる。

### (3) 医療保険制度選択の際の注意事項

#### < 任意継続組合員になることができるタイミングについて >

任意継続組合員は、退職後引き続き共済組合の健康保険の適用を受ける制度です。そのため、退職の翌日に他の医療保険制度（再就職先の健康保険、国民健康保険、家族の被扶養者）に加入した場合、その医療保険制度を脱退した後に任意継続組合員になることはできません。

(例) 3月31日に退職し、4月1日から家族の被扶養者になったが、収入が増えたため

5月1日に家族の扶養から抜けることになった。

⇒ 退職の翌日から他の医療保険制度に加入しているため、5月1日から任意継続組合員になることはできません。再就職先の健康保険に加入することができない場合は国民健康保険に加入することになります。

#### < 家族の被扶養者になる場合について >

家族の被扶養者になるためには、身分関係・生計維持関係・収入等の要件を満たす必要があります。自身が被扶養者になれるかどうか、家族が加入している健康保険の担当者（または家族の勤務先の担当者）へよく確認してください。また、家族の被扶養者になった後も、収入の変動等に注意してください。被扶養者でいられなくなった場合は、国民健康保険に加入することになります。

(よくある質問)

Q1. 退職金は収入に含まれますか？

A1. 含まれません。

Q2. 個人年金は収入に含まれますか？

A2. 一括で全額を受取る場合は、収入には含まれません。年1回等、分割して受け取る場合は、収入に含まれます。

Q3. 注意すべき収入はありますか？

A3. 給与収入の他、障害年金、遺族年金、個人年金、財形年金、企業年金、農業収入、営業収入、事業収入、株式の譲渡による利益、配当、売電による利益、傷病手当金等も被扶養者の収入に含まれます。詳細は家族が加入している健康保険の担当者へ確認してください。

(参考) 公立学校共済組合山梨支部の被扶養者の要件

- ① 身分関係及び生計維持関係を満たしている者
- ② 年間収入が130万円未満の者(退職後12ヶ月の見込み額)  
(ア) 60歳以上及び障害年金受給程度の障害を有する場合は、180万円未満の者
- ③ 日本国内に住民票住所を有している者

## 4. その他

### (1) 給付金口座について

在職中に使用していた給付金口座は、引き続き医療費の払戻金等の振込口座として使用されます。退職後または任意継続組合員資格喪失後、約2年間は解約の手続きを行わないようにしてください。

医療費の払戻金の振込がある場合は、「あなたの医療費について」(自宅宛て郵送)でお知らせします。

### (2) 任意継続組合員にならない場合でも受けられる給付について

任意継続組合員にならなかった場合でも、以下の給付を受けることができます。給付の申請を行う際は、公立学校共済組合山梨支部まで御連絡ください。

#### < 傷病手当金 >

1年以上組合員であった方が退職時に傷病手当金の給付を受けている場合は、退職後も引き続き残りの期間の給付を受けることができます。ただし、附加給付を受けることはできません。

$$\text{支給額(日額)} = \frac{\text{標準報酬日額} \times 2}{3}$$

$$\text{標準報酬日額} = \text{標準報酬月額} \div 22$$

ただし、次のいずれかに該当する場合は、給付を受けることはできません。

- 労働能力がある場合
- 他の組合の組合員または健康保険の被保険者となった場合

※ 退職時に傷病等で休職している方は、傷病の状況により退職日以降に給付を受けられる場合がありますので、公立学校共済組合山梨支部まで御相談下さい。

※ 同一の傷病により障害年金・障害一時金等が決定し、傷病手当金の受給期間に遡って支給される場合は、傷病手当金との調整を行う必要がありますので、必ず御連絡ください。

※ 傷病手当金の受給期間中に出産手当金の給付事由が生じた場合は、給付の調整を行います。

#### < 埋葬料 >

退職後、3か月以内に組合員が亡くなった場合、給付を受けることができます。

支給額:50,000円

### < 出産費 >

1年以上組合員であった方が退職後6ヶ月以内に出産した場合、給付を受けることができます。

支給額:500,000円(産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合)  
488,000円(その他の医療機関で出産した場合)

ただし、次のいずれかに該当する場合は、給付を受けることはできません。

- 出産するまでの間に、他の組合の組合員または健康保険の被保険者となった場合
- 共済組合員の資格喪失後に家族の被扶養者となり、「家族出産費」の受給を選択した場合
- 妊娠4か月未満の分娩の場合

### < 出産手当金 >

1年以上組合員であった方が退職時に出産手当金の給付を受けている場合は、退職後も引き続き残りの期間の給付を受けることができます。

支給額(日額) =  $\frac{\text{標準報酬日額} \times 2}{3}$   
標準報酬日額 = 標準報酬月額 ÷ 22

ただし、次に該当する場合は、給付を受けることはできません。

- 他の組合の組合員または健康保険の被保険者となった場合

※ 出産予定日または出産の日以前42日の期間内に退職する方は、退職日以降に給付を受けられる場合がありますので、公立学校共済組合山梨支部まで御相談ください。

## 第4 退職手当について

### 1 退職手当とは

退職手当は、教職員が退職(又は死亡)した場合に、その者又は遺族に一時金として支給される給与で、給料の補充的な性格をもつ他の手当とは異なり、勤続報償的な性格を有する手当であって、その取扱いは、教職員及び他の職種の公務員に共通の「山梨県職員の退職手当に関する条例」等によって定められている。

なお、再任用職員には、退職手当は支給されない。

#### ○ 根拠及び参考法令・通知

- ・山梨県職員の退職手当に関する条例

※以下、平成18.4.1改正後の条例を「新条例」、改正前の条例を「旧条例」という。

- ・山梨県職員の退職手当に関する規則
- ・山梨県職員の退職手当に関する規則の運用について

### 2 退職手当額の算出方法

新条例等退職手当額(A)と新条例施行日前日(H18.3.31)退職手当額(B)を比較し、いずれが多い額が退職手当裁定(支給)額となる。

#### (1) 新条例等退職手当額(A)の算出方法

新条例等退職手当額(A)
(A) = 基本額(退職日の「給料の月額」×(1+特例加算率)×支給率) + 退職手当の調整額

①給料の月額: 給料月額 + 給料の調整額 + 教職調整額

②特例加算率: 50歳以上かつ勤続25年以上の者が、定年退職日から1年前まで「勸奨」又は「公務上の死傷病」により退職することとなった場合、特例給料月額として、次の算式により得られる額を給料月額とする。

【定年前早期退職者に対する特例(条例第5条の3)】

特例給料月額 = 給料の月額 × (1 + 2% × 60歳までの残年数)

年齢	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
加算率	20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%

③支給率: 「退職事由」及び「勤続年数」に応じて定めた「退職手当支給率表」に掲げる「支給率」を適用(39ページ参照)

④退職手当の調整額: 在職期間中の職位の高い順から60月分について、職位の区分に応じて定められた月額にその区分に該当する月数を乗じて得た額の合計額(条例第6条の4第1~3項、規則第5条の4)

【退職手当の調整額の職員区分(行政職、教育職(一)、教育職(二))】

月 額	行政職	教育職(一)	教育職(二)
第1号区分 65,000円	9級(旧11級)		
第2号区分 59,550円	8級(旧10級)		
第3号区分 54,150円	7級(旧9級)	4級(管手5,6種)	4級(管手5,6種)
第4号区分 43,350円	6級(旧8級)	4級(管手7種)	4級(管手7種)
第5号区分 32,500円	5級(旧7級)	3級,特2級	3級,特2級
第6号区分 27,100円	4級(旧6級)	2級,1級(役加10%)	2級(役加10%)
第7号区分 21,700円	3級(旧5,4級)	2級,1級(役加5%)	2級(役加5%)
第8号区分 0円	第1号区分から7号区分までのいずれの区分にも属さない者		

※ 役加=期末・勤勉手当の役職段階別加算率 管手=管理職手当区分

【調整額の計算例】R3.4.1~R5.3.31 4級(第4号区分)24月 ※管手7種

H30.4.1~R3.3.31 3級(第5号区分)36月

(第4号区分)43,350円×24月 + (第5号区分)32,500円×36月 = 2,210,400円

◇ 各区分における月数の算出において、休職、停職、育児休業等の期間がある場合、それらの期間については、勤続期間の計算に準じて除算する。

◆ 退職手当の調整額の支給制限(退職手当条例第6条の4第4項)

退職事由・勤続年数の区分	調整額の支給制限
① 勤続期間が4年以下の者 ② 自己都合退職者で勤続期間が10年以上 24年以下の者	計算した調整額の1/2
③ 基本額が0円の者 ④ 自己都合退職者で勤続期間が9年以下の者	調整額は不支給

(2) 退職手当の基本額の特例(退職手当条例第5条の2)

新条例等退職手当額(A)を計算する際に、給料月額の変額改定以外の理由(※)により給料の月額が減額された場合で、最も多い給料の月額(a)が退職日の給料の月額(b)を上回る場合は、次の計算式により算出された額が退職手当基本額となる。

※「給料の調整数の引下げ」、「行政職給料表への適用変更」、「降格」などが該当

{a×(aが適用された最終日までの期間に係る支給率)}+

{b×(全勤続期間の支給率-aが適用された最終日までの期間に係る支給率)}



### (3) 新条例施行日前日退職手当額(B)の算出方法及び経過措置

新条例施行日前日退職手当額(B)：

H18.3.31に 同じ事由で退職したものと仮定して旧条例に基づき算出した退職手当額

①

②

(B) = H18.3.31の給料の月額 × H18.3.31を退職日とみなした旧条例支給率

※新条例施行日前日額の保障（平成18年改正条例附則第2条）

新条例等退職手当額(A) < 新条例施行日前日退職手当額(B)の場合

→ 退職手当額=新条例施行日前日退職手当額(B)

① H18.3.31 給料の月額：H18.3.31 現在のその者の 給料月額+給料の調整額+教職調整額

② 旧条例支給率：「退職事由」及び「勤続年数」に応じて定めた「退職手当支給率表」に掲げる「支給率」を適用（40ページ参照）

## 3 定年引上げによる退職手当の特例

令和3年6月に「地方公務員法の一部を改正する法律」が交付されたことにより、本県においても「山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年山梨県条例第47号）」が交付され、令和5年4月1日から施行されることとなった。

この改正により、令和5年から2年に1歳ずつ定年年齢を引き上げることとなり、「山梨県職員の退職手当に関する条例」においても一部改正された。

改正の概要は次のとおりである。

#### (1) 退職手当の基本額の特例（ピーク時特例）の適用（本県独自措置）

定年引き上げに伴い60歳前に給料月額のパークがある場合は、37ページに記載されている退職手当の基本額の特例を適用し、次の3段階に分けて計算する。

- ・60歳前に給料月額がパークであった時まで
- ・定年引き上げに伴い給料が7割に減額される前まで
- ・60歳以降で退職する時まで

#### (2) 60歳に達した日以後退職する職員の退職手当の支給率の設定

60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、退職事由を「定年退職」として算定する。



旧条例退職手当支給率表 ※調整率を乗じた後のもの  
(平成30年2月1日以降適用)

勤続年数	第3条			第4条				第5条	
	己二都十合四年未満勤続自	亡年二・十通勤奨未満災害公務傷病外定等死	傷務二病外十を傷除く(未満勤続害公)	己二都十合五年以上勤続自	勤奨未二・十災害公務傷病外定・勤五年	傷務二病外十を傷除く(通上勤勤務害公)	勤務官署の移転等	亡年二・十通勤奨未満災害公務傷病外定等死	整理・公務上死傷病
1	0.5022	0.837	0.837				1.04625		1.2555(3.6a)
2	1.0044	1.674	1.674				2.0925		2.511(4.5a)
3	1.5066	2.511	2.511				3.13875		3.7665(5.4a)
4	2.0088	3.348	3.348				4.185		5.022(5.4a)
5	2.511	4.185	4.185				5.23125		6.2775
6	3.7665	5.022	5.022				6.2775		7.533
7	4.39425	5.859	5.859				7.32375		8.7885
8	5.022	6.696	6.696				8.37		10.044
9	5.64975	7.533	7.533				9.41625		11.2995
10	6.2775	8.37	8.37				10.4625		12.555
11	7.43256	9.2907	9.2907				11.613375		13.93605
12	8.16912	10.2114	10.2114				12.76425		15.3171
13	8.90568	11.1321	11.1321				13.915125		16.69815
14	9.64224	12.0528	12.0528				15.066		18.0792
15	10.3788	12.9735	12.9735				16.216875		19.46025
16	11.11536	13.8942	13.8942				17.36775		20.8413
17	11.85192	14.8149	14.8149				18.518625		22.22235
18	12.58848	15.7356	15.7356				19.6695		23.6034
19	13.32504	16.6563	16.6563				20.820375		24.98445
20	17.577		17.577		21.97125		21.97125		26.3655
21	18.5814		18.5814		23.22675		23.22675		27.8721
22	19.5858		19.5858		24.48225		24.48225		29.3787
23	20.5902		20.5902		25.73775		25.73775		30.8853
24	21.5946		21.5946		26.99325		26.99325		32.3919
25				28.24875		28.24875	28.24875	33.8985	33.8985
26				29.50425		29.50425	29.50425	35.4051	35.4051
27				30.75975		30.75975	30.75975	36.9117	36.9117
28				32.01525		32.01525	32.01525	38.4183	38.4183
29				33.27075		33.27075	33.27075	39.9249	39.9249
30				34.52625		34.52625	34.52625	41.4315	41.4315
31				35.78175		35.78175	35.78175	42.9381	42.9381
32				36.61875		36.61875	36.61875	43.9425	43.9425
33				37.665		37.665	37.665	45.198	45.198
34				38.71125		38.71125	38.71125	46.4535	46.4535
35				39.7575		39.7575	39.7575	47.709	47.709
36				40.80375		39.7575	39.7575	47.709	47.709
37				41.85		41.85	40.24038	47.709	47.709
38				42.89625		42.89625	41.24639	47.709	47.709
39				43.9425		43.9425	42.25240	47.709	47.709
40				44.98875		44.98875	43.25841	47.709	47.709
41				46.035		46.035	44.26442	47.709	47.709
42				47.08125		47.08125	45.27043	47.709	47.709
43				47.709		47.709	46.27644	47.709	47.709
44				47.709		47.709	47.28245	47.709	47.709
45				47.709		47.709	47.709	47.709	47.709

(注1) ( )内は、条例第6条の5の最低保障

(注2) aは基本給月額(給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額)

(注3) 自己都合を除く勤続20年以上の長期勤続者については、条例附則第26項から第28項まで及び昭和48年条例第45号附則第5項から第7項による退職手当の額の調整(104/100)を含めた計数(口内の数字)

(注4) 自己都合を除く勤続20年以上の長期勤続者については、平成18年条例第9号附則第2条第1項による退職手当の額の調整(83.7/104)を、それ以外の者については、調整(83.7/100)を含めた計数

(注5) 勤務官署の移転等の勤続37年以上44年以下の欄は、表記上、小数点以下5位以下切捨て

## 4 退職手当からの控除について

### ○ 退職所得に対する所得税等の控除

退職手当は、退職所得として給与所得等他の所得と分離して課税することとされており、所得税、県民税及び市町村民税が退職手当から源泉徴収される。

(所得税法第201条、地方税法第50条の6、第328条の6)

また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の公布により、「復興特別所得税」が併せて徴収される(源泉徴収される所得税額の2.1%相当額)。

### ○ 課税退職所得額

勤続年数に応じた退職所得控除額(退職所得控除額表:次ページ参照)により「課税退職所得額」を算出する。

※ 勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げる。

※ 休職等(県以外に勤務する休職を除く)の期間も税額計算上の勤続期間に含む。

$$\left( \boxed{\text{退職手当額}} - \boxed{\text{退職所得控除額 (勤続年数による)}} \right) \times 1/2 = \boxed{\text{課税退職所得額 (千円未満切捨)}}$$

※ ただし、勤続年数が5年以内の場合は、退職手当-退職所得控除額=課税退職所得額

## 1 所得税及び復興特別所得税

$$\boxed{\text{所得税及び復興特別所得税の額}} = (\text{課税退職所得金額} \times \text{税率} - \text{控除額}) \times 102.1\%$$

※ 退職手当額が、退職所得控除額より少ない場合は課税されない。

退職所得の源泉徴収税額の速算表(令和6年分)

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額=((A)×(B)-(C))×102.1%
1,950,000円以下	5%	—	((A)×5%)×102.1%
1,950,000円超 3,300,000円々	10%	97,500円	((A)×10%-97,500円)×102.1%
3,300,000円々 6,950,000円々	20%	427,500円	((A)×20%-427,500円)×102.1%
6,950,000円々 9,000,000円々	23%	636,000円	((A)×23%-636,000円)×102.1%
9,000,000円々 18,000,000円々	33%	1,536,000円	((A)×33%-1,536,000円)×102.1%
18,000,000円々 40,000,000円々	40%	2,796,000円	((A)×40%-2,796,000円)×102.1%
40,000,000円々	45%	4,796,000円	((A)×45%-4,796,000円)×102.1%

(注) 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

## 2 住民税(市町村民税、県民税)

① 市町村民税  $\text{退職所得額} \times 6\% = \text{市町村民税額}$

② 都道府県民税(以下「県民税」という。)  
 $\text{退職所得額} \times 4\% = \text{県民税額}$

※市町村民税額、県民税額に百円未満の端数がある場合、それぞれ百円未満の端数を切り捨てる。

- 上記以外に、4、5月分の住民税未徴収額(再任用職員を除く。)、共済組合・互助組合等貸付金の未償還額がある場合は、その額が退職手当額から差し引かれる。

源泉徴収のための退職所得控除額の表（令和6年分）  
（所得税法別表第六）

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円
2年以下	800	1,800	24年	10,800	11,800
			25年	11,500	12,500
			26年	12,200	13,200
3年	1,200	2,200	27年	12,900	13,900
4年	1,600	2,600	28年	13,600	14,600
5年	2,000	3,000	29年	14,300	15,300
6年	2,400	3,400	30年	15,000	16,000
7年	2,800	3,800	31年	15,700	16,700
8年	3,200	4,200	32年	16,400	17,400
9年	3,600	4,600	33年	17,100	18,100
10年	4,000	5,000	34年	17,800	18,800
11年	4,400	5,400	35年	18,500	19,500
12年	4,800	5,800	36年	19,200	20,200
13年	5,200	6,200	37年	19,900	20,900
14年	5,600	6,600	38年	20,600	21,600
15年	6,000	7,000	39年	21,300	22,300
16年	6,400	7,400	40年	22,000	23,000
17年	6,800	7,800			
18年	7,200	8,200	41年以上	22,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額	23,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額
19年	7,600	8,600			
20年	8,000	9,000			
21年	8,700	9,700			
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			

(注) この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 1 「勤続年数」とは、退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいいます（所得税法施行令第69条）。
- 2 「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接基因して退職したと認められる一定の場合をいいます（所得税法第30条第6項第3号）。
- 3 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいいます。

(備考)

- 1 退職所得控除額は、2に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行に当てはめて求めます。この場合、一般退職のときはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、また、障害退職のときはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額です。
- 2 所得税法第30条第6項第1号（退職所得控除額の計算の特例）に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額です。

## 第5 退職後の活動について

### 1 公立学校共済組合友の会・互助団体退職互助部(会)について

#### (1) 一般財団法人公立学校共済組合友の会

「公立学校共済組合友の会」は、公立学校共済組合の年金受給者の福利の向上と生活の安定を図ることを目的として、昭和56年8月に設立された団体です。組合員であった方（年金受給者および年金待機者）は友の会会員として登録され、入会金や年会費等はありません。

資料請求・問い合わせ窓口（公立学校共済組合友の会事務局）

03-6272-3755 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:00～17:00

0120-122-169 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 10:00～16:00

ホームページ

<https://k-tomo.or.jp/>

区分	項目	事業案内	備考
保険事業	団体医療保険	満74歳まで新規加入でき、満84歳まで継続加入できます。病気による入院・手術の費用や、がんの外来治療、先進医療等をサポートする保険です。	
	団体傷害保険	満74歳まで新規加入でき、加入後は年齢制限なく継続加入できます。日常生活のケガや交通事故による死亡・入院・退院等を補償する保険です。	
	介護サポート保険	満40歳～満79歳まで新規加入ができ、満89歳まで継続加入できます。加入者が所定の要介護状態（要介護2相当から）になった場合に介護一時金を受け取れる保険です。	
その他の事業	会報誌「公立共済友の会だより」発行	年金・その他共済制度についての情報や著名人へのインタビュー、会員からの投稿文などを盛り込んだ会報誌「公立共済友の会だより」を年3回（5月号、8月号、11月号）無料で配布しています。	
	ガイドブック発行	友の会の活動内容や年金についてなど、退職後の人生設計に役立つ情報を掲載したガイドブックを発行し、退職予定者説明会で配布しています。	
	文化事業	著名人や公立学校共済組合直営病院長などを招いた講演会の開催や、国立劇場等の観劇チケットを会員割引にてご案内しています。	
	出版サービス事業	ライフワーク等をまとめた書籍の出版をお考えの会員向けに、自費出版支援事業を行っています。	
	自動車保険	会員向けの自動車保険「せつやく先生（愛称）」をご案内しています。	

## (2) 教職員互助組合退職互助部

退職互助部は、現職互助組合からの支援を受けながら、会員の「健康・生活・生きがい」に関して、自立を支え合い助け合っている組織です。

### 【事務所】

〒400-0031 甲府市丸の内三丁目33番7号 山梨県教育会館2階  
電話 055-222-2613 FAX 055-222-2680

### 【会員の加入資格】

教職員互助組合に通算5年以上、年齢45歳以上で退職し、加入掛金を納入した方

### 【加入手続】

退職互助会に加入を希望する場合は、次の手続が必要となります。

①継続加入届(又は加入届)の提出

②入会金(終身会費)の納付(「退職生業資金」の一部を充当します。令和5年度は90万円でした。)

※定年退職者は退職時及びその次年度終了時の2回、早期退職者は退職時と同年齢会員の定年退職までの毎年度終了時加入できる。

区分	項目	事業案内	備考
給 付 事 業	療 養 補 助 金	70歳未満の会員が医療機関で受診治療した時、法定医療費総額の3割から2,500円を控除した額。 限度額 1ヵ月・一医療機関につき20,000円、年60,000円 70歳以上83歳未満の会員が医療機関で外来により受診治療した時、法定医療費総額の1割から1,000円を控除した額。 限度額 1ヵ月・一医療機関につき10,000円、年40,000円	
	入 院 見 舞 金	70歳以上の会員が、連続して21日以上入院し、受診治療を受けたとき 10,000円を給付(同一年度1回とする)	
	死 亡 弔 慰 金	会員が死亡したとき 10,000円	
	退 会 金	会員が退会したとき 入会金と同額 ・83歳以上で退会したとき ・死亡したとき ・特別な事由で認められたとき(他県転居)	
	長 寿 祝 品	会員の健康長寿を祝って記念品を贈呈 古希の祝 5,000円相当品 喜寿の祝 5,000円相当品 米寿の祝 10,000円相当品 白寿の祝 15,000円相当品	
	放送大学履修補助	会員が放送大学を受講したとき、入学料の範囲内で1年度に3,000円を限度として補助	
	療 養 補 助 金 無 給 者 祝 金	入会から10年間療養補助金を受けなかった会員に20,000円を給付(1回限り)	
福 祉 事 業	人 間 ド ッ ク 補 助 金	入会3年目、6年目、9年目の会員20,000円を限度に補助	
	地区福祉事業助成金	各地区に事業費として助成	
	互 助 だ よ り 発 行	互助だより退互部編を年3回発行	

### (3) 高等学校教職員互助会退職互助会

高等学校教職員互助会は、会員相互扶助の精神に基づき、昭和51年2月26日退職互助会制度を設立しました。この制度は退職後の医療保障を行うとともに、会員相互の親睦をはかり生きがいのあふ豊かな生活を図ろうとするものです。

#### 【事務所】

〒400-0031 甲府市丸の内三丁目33番7号 山梨県教育会館内  
電話 055-226-5033 FAX 055-226-5056

#### 【会員の加入資格】

山梨県高等学校教職員互助会員(満60歳以上)が退職した場合(加入手続きが必要)

#### 【加入手続】

退職互助会に加入を希望する場合は、次の手続が必要となります。

①加入申込書の提出

②規程の出資金納付(「退会慰労金」の一部を充当します)

※退職時加入しなかった者は、加入手続きが完了した日より最初の4月1日付で退職互助会資格を取得する。

区分	項目	事業案内	備考
給 付 事 業	療 養 給 付 金	会員が疾病、負傷により療養を受けたとき ○平成16年度以前入会者 70歳の誕生日まで、国民健康保険又は社会保険各法に適用される療養費のうち、本人が負担した額(附加金等その他の法令による公費負担を控除した額)を給付。 ○平成17年度以降入会者 各保険制度に適用される療養費総額のうち、本人が負担した額(1か月同一医療機関同一診療ごと)から、(3,000円+100円未満端数)を控除した額。(17,000円を上限) 後期高齢者医療制度による一部負担金の給付は行なわない。	注1 参照
	傷 害 給 付 金	会員がケガを原因として次に該当した場合 (後遺障害・死亡は、医療機関・損害保険会社が認定した場合) (1)事故日から180日以内に死亡したとき 700,000円 (2)傷害による後遺障害のとき 最高700,000円 (3)傷害により通院したとき 1日につき500円(90日)を限度 (4)傷害により入院したとき 1日につき1,000円(180日)を限度 ただし、互助年金事業により給付があった場合は該当しない。 また、平成3年度以前の入会者及び平成17年度以降の入会者には給付を行なわない。	注1 参照
	入 院 見 舞 金	会員が、7日以上引き続いて入院したとき、会員になった日より通算500日を限度として日額1,000円を給付(H19.4.1~) ただし、平成17年度以降の入会者には給付を行なわない。	注1 参照
	死 亡 弔 慰 金	会員が死亡したとき給付 平成3年度以前の入会会員 10,000円 平成4年度~平成16年度の入会会員 50,000円	注1 参照
	出 資 還 付 金	○給付停止期間中(満60歳になって最初の3月31日まで)に死亡したとき 出資金の全額 ○平成17年度以降の入会会員が在会3年を経過し、退会届をもって退会したとき 加入時出資金×70%-(3年間の給付金合計)	注1 参照

※注1 療養給付金、傷害給付金、入院見舞金、死亡弔慰金、出資還付金、金婚祝金、長寿祝金、人間ドック給付については、平成26年4月1日より、しばらくの間、7割額の給付となります。



区分	項目	事業案内	備考
給 付 事 業	金 婚 祝 金	平成4年度～平成16年度の入会者については、結婚50年を祝い、金婚祝金として30,000円を贈呈 ただし、平成3年度以前の入会者及び平成17年度以降入会者には給付を行なわない。	注1 参照
	長 寿 祝 金	会員の健康長寿を祝い、長寿祝金を贈呈 平成3年度以前 平成4年度～16年度 の入会者 の入会者 互助の祝(65歳) 5,000円 10,000円 古希の祝(70歳) 10,000円 30,000円 喜寿の祝(77歳) 20,000円 50,000円 米寿の祝(88歳) 50,000円 100,000円 白寿の祝(99歳) 100,000円 200,000円 ※平成17年度以降入会者は喜寿の祝(77歳)のとき 10,000円	注1 参照
	人 間 ド ッ ク 給 付	会員に3年に1回、人間ドッグを受診した場合に補助 ・互助会主催の人間ドッグの場合は、15,000円を補助 ・市町村主催の人間ドッグの場合は、個人負担金を補助(上限15,000円) ただし、平成17年度以降入会者については4,000円を補助	注1 参照
	健 康 維 持 給 付 金	3年間療養給付を受けていない75歳未満の会員 10,000円	
	退 職 互 助 会 加 入 祝 金	加入者には入会祝記念品(10,000円相当)贈呈	
	福 社 事 業	施 設 利 用 補 助	会員が指定施設を宿泊利用したとき給付 1泊につき1,500円 年度間3泊まで(会員本人のみ)
研 修 旅 行		研修旅行に参加した会員へ補助	
懇 親 会		懇親会に参加した会員へ補助	
芸 術 鑑 賞 会		芸術鑑賞会に参加した会員へ補助	
放 送 大 学 履 修 補 助		会員が放送大学を受講したときは、1年に3,000円以内を補助	
紫 玉 会 ス ポ ー ツ 大 会		紫玉会ゴルフ大会等に参加した会員へ補助する	
そ の 他 の 事 業		カルチャー教室(個人負担金あり)を開催	
退 互 だ よ り 発 行		年1回全会員に配付	
互 助 会 会 員 証 の 発 行	会員証は入会時に発行し、これを呈示することにより、様々な施設の割引が利用できる。		

※注1 療養給付金、傷害給付金、入院見舞金、死亡弔慰金、出資還付金、金婚祝金、長寿祝金(H17以降入金者を除く)、人間ドッグ給付については、平成26年4月1日より、しばらくの間、7割額の給付となります。

## 2 シルバー人材センターについて

シルバー人材センターでは、原則60歳以上の健康で働く意欲のある方が会員になり、高齢者の生きがい充実と社会参加を目的に、企業・家庭・公共団体から引き受けた臨時的・短期的・その他軽易な高齢者にふさわしい仕事を請負・委任または派遣により就業します。

会員は就業や収入の保証はありませんが、働いた仕事に応じて「配分金」や「賃金」を得ることが出来ます。

※公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会ホームページ

<https://www.y-sjc.jp/index.php>

また、山梨県シルバー人材センター連合会では、シルバー事業を啓発するとともに、高齢者活躍人材確保育成事業で高齢者の雇用就業を促進するための各種技能講習会を実施しています。受講料は、無料です。

問い合わせ先 山梨県シルバー人材センター連合会

(TEL 055-228-8383 E-mail y-rengo@sjc.ne.jp)

### 事務所一覧表

名称	事務所所在地		電話番号	加入市町村
公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会	甲府市蓬沢1丁目15番35号 山梨県自治会館内		055-228-8383	
公益社団法人甲府市シルバー人材センター	甲府市相生2-17-1		055-222-9488	甲府市
公益社団法人東部広域シルバー人材センター	大月事務所	大月市大月町花咲 10 大月市総合福祉センター1階	0554-22-2900	大月市、 都留市、 上野原市
	都留事務所	都留市田野倉 1330	0554-45-3500	
	上野原事務所	上野原市上野原 3757	0554-62-4700	
公益社団法人東山梨地区広域シルバー人材センター	塩山事務所	甲州市塩山上於曾 1833鶴田ビル1階 1号室	0553-32-4110	甲州市、山梨市
	山梨事務所	山梨市小原西955	0553-22-4150	
公益社団法人富士五湖広域シルバー人材センター	富士吉田市松山1248		0555-22-9241	富士吉田市、 富士河口湖町、 西桂町、忍野村、 山中湖村、 鳴沢村
公益社団法人峡北広域シルバー人材センター	韮崎市中田町中条1795 道の駅にらさき2階		0551-25-6300	韮崎市、北杜市
公益社団法人峡南広域シルバー人材センター	鰍沢事務所	南巨摩郡富士川町 鰍沢655-8	0556-22-8701	市川三郷町、 富士川町、 早川町、身延町、 南部町
	身延事務所	南巨摩郡身延町 梅平2483-36	0556-62-1165	
公益社団法人峡中広域シルバー人材センター	甲斐市篠原2644-3		055-279-6626	甲斐市、中央市、 昭和町
公益社団法人南アルプス市シルバー人材センター	南アルプス市飯野2806-1		055-282-6633	南アルプス市
公益社団法人笛吹市シルバー人材センター	笛吹市御坂町栗合366番地1		055-225-6703	笛吹市

### 3 ことぶき勸学院について

生涯学習の理念に立ち、高齢者に対して、専門的かつ継続的な生涯学習の場を提供し、高齢者の学習ニーズに応えるとともに、高齢者の生きがいづくりを支援し、活力に満ちた地域づくりの指導者養成を目指します。

#### (1) 入学資格

県内在住の概ね60歳以上の方。健康で学習意欲があり、通学が可能な方。

#### (2) 修業年限

2年間

#### (3) 講座内容

##### ①必修講座

甲府拠点と都留拠点を中心に県内5か所の地域教室で実施します。

山梨や日本の文化歴史、現代の社会問題、地域の課題などをテーマにした学習や討論を行います。ふれあい行事では、全ての勸学院生が一同に集い、入学式(始業式)、勸学院祭、卒業式(修了式)を行います。

##### ②選択講座

自主的な計画に基づいて実施するもので、大学や市町村等による公開講座等への参加と地域貢献活動を行います。

#### (4) 学習の場

通学可能なところで学べます

問い合わせ・申し込みは各教室へ

拠点	地域教室	会場	住所	連絡先
甲府拠点	甲府・峡東教室	山梨ことぶき勸学院	甲府市東光寺 2-25-1	ことぶき勸学院事務局 055-233-6947
	中北教室	北巨摩合同庁舎	韮崎市本町4-2-4	中北教育事務所 0551-23-3008
	峡南教室	南巨摩合同庁舎	富士川町鰍沢771-2	峡南教育事務所 0556-22-8154
都留拠点	南都留教室	南都留合同庁舎	都留市田原2-13-43	富士・東部教育事務所 0554-45-7335
	北都留教室	大月市総合福祉センター	大月市大月町花咲10	
		上野原市文化ホール	上野原市上野原 3852	

#### (5) 学費

基本学習費 16,000円

※学習場所への交通費・教材費・クラブ活動・選択講座に要する経費、また原則全員加入の損害保険料は別途自己負担となります。

## 4 ことぶきマスター制度について

長い人生経験から培ってきた知識や技能、生活の知恵を広く県民が認識し、その様々な能力を社会で活かすため、活動意欲のある60歳以上の高齢者やグループを、知事が「ことぶきマスター」として認定しています。また、認定されたことぶきマスターは、県社会福祉協議会が運営する「ことぶきマスター人材バンク」に登録され、市町村や各種施設のイベントやレクリエーションなどで、特技を活かした活動をしています。

### (1) ことぶきマスターの認定について

#### ○認定条件

- ・60歳以上の個人またはグループ（グループは原則として60歳以上の者で構成する）
- ・長年の経験から得た知識や技能、生活の知恵などを有していること
- ・高齢者の生きがいづくりや地域づくり等に貢献する活動を実施していること
- ・認定後は、県社会福祉協議会が設置する「ことぶきマスター人材バンク」に登録し、積極的に社会活動すること

#### ○活動部門

認定対象となる活動の分野は、音楽、手品、演劇、社交ダンス、ボランティア活動、健康づくり活動、料理等幅広く、特に制限はありません。

部門名	例
生活・伝承	自治会活動・ボランティア・子供クラブ活動・料理・漬物・子育て・和裁・洋裁・編物・木工・神楽・祭・民謡・伝説・着付・話し方・健康・竹細工・わら細工・郷土玩具・農事・地場産業・その他
芸術・芸能・趣味・教養	書道・絵画・音楽・詩吟・演劇・社交ダンス・舞踊・短歌・俳句・茶道・生け花・手品・彫刻・陶芸・園芸・盆栽・草花・野鳥・写真・囲碁・将棋・地理・天文・郷土史・文芸・古文書の読み方・その他

#### ○認定手順

ことぶきマスターになるためには、市町村または県社会福祉協議会による推薦を受ける必要があります。まずはお住まいの市町村の高齢者福祉担当課または県社会福祉協議会（055-254-8610）へお問い合わせください。

推薦のあった高齢者またはグループが認定条件を満たすと認められるときは、「ことぶきマスター」として認定し、証書およびバッジを交付します。

### (2) ことぶきマスター人材バンクについて

ことぶきマスターに認定されると、県社会福祉協議会が運営する「ことぶきマスター人材バンク」に登録され、依頼に応じて地域のイベントや福祉施設等で活躍していただきます。

主な派遣先としては、高齢者福祉施設（グループホーム、デイサービスセンター等）、児童関連施設（小学校、児童館等）、市町村や市町村社協が行うイベントなどがあります。

なお、ことぶきマスターの派遣を希望される場合は、県社会福祉協議会（055-254-8610）へご相談ください。

## 第6 子育てに関する制度について

### 1 山梨県教育委員会職員仕事・子育て共同参画推進プランについて

職員が安心して子育てできるような職場を挙げて支援し、職員全体で次世代育成支援を推進していくことを目的に、「山梨県教育委員会職員仕事・子育て共同参画推進プラン」を策定しています。

#### ①計画の推進体制

各所属に子育て相談員、関係課に子育て支援推進員を設置  
子育て支援推進員等を構成員とした山梨県教育委員会特定事業主行動計画推進委員会を設置

#### ②子育てに関する休暇や育児休業等の各種制度の周知

子育てハンドブック等の作成・配布  
グループウェア等を活用した制度周知

#### ③子育てをする職員への支援

子育て支援計画表の活用  
育児休業を取得する際の支援

#### ④男性職員の子育て目的の休暇や育児休業等の取得促進

#### ⑤子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組

#### ⑥仕事と子育ての両立の一層の推進

※詳細については次のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kyouikusom/r2040/shigotokosodatekyoudousankaku.html>

### 2 妊娠前、妊娠中及び出産後の制度について

#### (1) 職務免除・休暇制度について

区分	項目	内容	期間/回数等	
妊娠前、妊娠中及び出産後の制度	不妊治療休暇	不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	年6日以内(体外受精その他の人事委員会で規則で定める不妊治療に係るものにあつては10日以内) 1日または1時間を単位	
	妊娠中の職務免除	つわり休暇	つわりのため勤務することが困難な場合 ※職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第9号	年7日以内で、 1日または1時間を単位
		妊娠中の休息等	業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 ※職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第10号	その都度必要と認める期間
		妊娠中の通勤緩和	交通機関(公共交通機関の他、妊婦である女性職員が運転する自動車も含む。)の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 ※職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第11号	1日につき1時間を超えない範囲
	妊娠中の通院休暇	産前	母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合に取得(有給休暇) ※医師等の特別の指示があつた場合は、その指示された回数	
			妊娠したと認められたときから妊娠満23週まで	4週間に1回
			妊娠満24週から満35週まで	2週間に1回
		妊娠満36週から分べんまで	1週間に1回	
	分べん休暇	分べん予定の職員が申し出た場合及び職員が出産した場合の休暇(有給休暇) 分べん予定日の前8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)に当たる日から分べんの日後8週間に当たる日までの期間内に取得	産前8週(56日)+出産日(1日)+産後8週(56日)=113日 ※多胎妊娠の場合にあつては計155日	
	男性職員の育児参加休暇	職員の配偶者が出産する場合で、職員が当該出産の子又は小学校就学前の子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められるときに取得(有給休暇)	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの間に5日以内で、1日又は1時間を単位とする。	

配偶者出産休暇	職員の配偶者が出産する場合、入院の付添い等が必要と認められるときに取得(有給休暇)	配偶者の入院等の日から出産日の後2週間を経過する日までの間に3日以内で、1日又は1時間を単位とする。
出産後の通院休暇	母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受けるときに取得(有給休暇)	産後1年までの期間内に1回、必要な時間 ※医師等の特別の指示があった場合は、その指示された回数

区分	項目	内容
共済組合	産前産後期間中の掛金特例措置	平成26年4月1日より 産前産後休業を取得し、掛金免除の申出をした組合員に対して、産前産後期間(産前42日・産後56日)の掛金を免除する。

## (2) 出産時の経済的支援措置について

区分	項目	内容
共済組合	出産費 / 家族出産費	組合員又は被扶養者が出産したとき、一児につき50万円(産科医療補償制度の対象とならない場合は48万8千円)を支給
	出産手当金	組合員が出産のため勤務を休み、給料の全部又は一部が支給されないとき支給 支給期間: 出産日(出産日が予定日後のときは出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)、出産後56日まで 支給額: 1日につき標準報酬月額(標準報酬月額の1/22の額)×2/3 給料の一部が支払われる場合は、差額分が支給されます。
	出産費附加金 / 家族出産費附加金	組合員又は被扶養者が出産し、出産費を受給する場合、一児につき5万円を支給
教職員互助組合	出産見舞金	会員又は会員の妻が出産したときは、1件につき1万円を支給
高等学校教職員互助会	出産手当金	会員又は会員の配偶者が出産したときは、1万円を支給

## 3 育児期の制度について

### (1) 休暇制度等について

区分	項目	内容	期間/回数等
育児期の制度	育児休暇	職員が、生後満1年6月に達しない子を保育するため、授乳等を行う場合(託児所への送り迎え等子を育てるための一般的な世話をを行う場合も含む)(有給休暇)通勤事情等の関係からやむを得ないと認められる場合には、2回分を連続することができる。	1日2回、それぞれ60分(育児短時間勤務職員等については1日における勤務時間が4時間を超えない場合は1日1回30分、4時間を超える場合は1日2回それぞれ30分)
	育児休業	3歳に満たない子を養育する職員は、次に掲げる職員を除き、その子が3歳に達する日まで、承認を受けて育児休業をすることができる。(無給) [育児休業をすることができない職員] ① 臨時的に任用される職員 ② 育児休業に係る期間を任期と定めて採用された職員 ③ 勤務延長職員	
	育児短時間勤務	短期(5日以内)の育児休業については、各職員の業務状況に応じ、複数回取得することができる。	育児短時間勤務は、育児を行なう職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、常時勤務を要する職を占めたまま、希望する日及び勤務時間帯において勤務することができる(勤務しない時間について給与を減額) 1週間当たりの勤務時間は、次のいずれかとなります。 3時間55分×5日、4時間55分×5日、7時間45分×3日、7時間45分×2日+3時間55分×1日

	部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、その子が小学校就学の始期に達する日まで、承認を受けて部分休業をすることができる。(勤務しない時間について、1時間あたりの給与額を減額) [部分休業をすることができない職員] ① 育児短時間勤務をしている職員 ② 育児休業法第17条の規定による短時間勤務職員	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲で、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位とする。
育児期の制度	育児等のための早出遅出勤務	「小学校に就学するまでの子を養育する職員」及び「ファミリー・サポート・センター又は児童デイサービス事業及び放課後子ども教室等の活動を行う施設に、その子を出迎えるために赴き、又は見送るために赴く職員」は、その請求により、公務の運営に支障がある場合を除き、1日の勤務時間の長さは変えないで、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げて勤務することができる。	始業の時刻は午前7時以後、終業の時刻は午後10時以前の設定とし、休憩時間を除き連続する7時間45分の勤務時間とする。
	子の看護休暇	職員が、中学校就学の始期に達するまでの子の負傷若しくは病気の世話又は疾病の予防を図るため、勤務しないことが相当であると認められる場合(有給休暇)	年5日(2人以上の場合は年10日)以内とし、1日又は1時間を単位とする。
	子育て時間	小学校に就学している子を養育するため、公務に支障のない範囲で、1日の勤務時間の一部について、勤務しないことができる(無給) 【子育て時間をすることができない職員】 ① 育児短時間勤務をしている職員② 育児休業法17条の規定による短時間勤務職員	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の養育の態様、勤務の状況等から必要とされる時間について、30分を単位とする。
	学校行事参加休暇	中学校修了前の子を養育する職員が、その子が在籍する学校等が実施する行事に参加するため、勤務しないことが相当と認められる場合(特別休暇)	年2日(3人以上の場合は年3日)以内とし、1日又は1時間を単位とする。

## (2) 育児期の経済的支援措置について

項目		内容
共済組合	育児休業手当金	組合員が育児休業を取得した場合、支給 支給期間:当該育児休業に係る子が1歳に達する日まで支給 (パパ・ママ育休プラスに該当するときは、1年を限度に1歳2か月まで、保育所に入れない等特別の事情に該当するときは最長2歳まで) 支給額 ① 育児休業開始時から180日に達するまで 1日につき標準報酬日額(標準報酬月額 $\div$ 22) $\times$ 67/100(上限あり) ② 育児休業開始時から180日を超える期間 1日につき標準報酬日額(標準報酬月額 $\div$ 22) $\times$ 50/100(上限あり)
	育児休業掛金免除	共済組合 育児休業中の組合員の申し出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間について免除 教職員互助組合 育児休業中の会員の申し出により、育児休業を開始した日の属する日の翌月(その日が月の初日の場合は、その属する月)からその育児休業が終了する日の属する月の前月(その日が月の末日の場合は、その属する月)までの期間について掛金のうち8割は免除となり、2割は延納扱いで復職時に納入 高等学校教職員互助会 育児休業法に基づく育児休業者の休業期間中の掛金は、会員の申し出により、掛金のうち1000分の7は免除となり、1000分の3は延納扱いで復職時に納入
教職員互助組合	入学祝金	子供が小学校へ入学したとき 5千円を支給
	卒業祝金	子供が中学校を卒業したとき 5千円を支給
児童手当		子ども(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)を監護し、かつ、その子どもと一定の生計関係にある父又は母等に支給 子ども1人当たり10,000円(月額)「3歳未満15,000円」※所得制限あり

#### 4 子育て相談総合窓口(愛称かるがも)

身体の発達・健康、食事・離乳食、知的・言語の発達、情緒・性格、生活習慣、幼稚園・保育所(園)・学校関係、社会性の発達、家庭や親の問題など子育てに関する悩み全般に対応します。

相談はすべて無料・秘密は厳守します。

専門的事例については、各種相談窓口・行政機関・医療機関等の紹介及び臨床心理士によるカウンセリングを行います。

【専用電話】 055-228-4152

【相談場所】 男女共同参画推進センター[びゅあ総合]1階(甲府市朝気1-2-2)

【相談日時】 月～金 午前9時00分～午後4時30分

土・日・祝日 午前9時00分～午後3時30分

※休業日:第2・第4月曜日と年末年始(12月29日～1月3日)



## 第7 介護に関する制度について

### 1 休暇制度について

項目	内容	期間/回数等
短期の介護休暇	要介護者の介護又は山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第24条の3、山梨学校職員の勤務時間等に関する規則第23条の3に規定する世話を行う職員が、当該介護又は当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇(有給休暇)	要介護者が1人の場合は年5日以内、2人以上の場合は年10日以内
介護休暇	職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇(勤務しない時間について、1時間あたりの給与額を減額)	要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲

### 2 経済的支援措置について

区分	項目	内容
共済組合	介護休業手当金	組合員が2週間以上の介護休暇を取得したとき 支給期間:介護休業の開始日から66日までの範囲内(土日祝日を除く) 支給額:1日につき標準報酬日額(標準報酬月額×1/22)×67/100(上限あり)
教職員互助組合	介護手当金	会員が介護休暇を取得したとき、3ヶ月を限度として日額8,000円を給付する。ただし、公立学校共済組合による介護休業手当金の給付終了後とする。
高等学校教職員互助会	介護休暇給付	会員が介護休暇を取得したときは、6ヶ月を限度として、前半3ヶ月は月額1万円、後半3ヶ月は月額2万円を給付

### 3 相談窓口

#### (1) 地域包括支援センター

高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らせるように、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的な支援を行うため、次のとおり各市町村に地域包括支援センターが設置されています。

地域包括支援センターでは保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となり、総合相談支援業務や介護予防に関するマネジメントなどを行っています。

#### 山梨県内地域包括支援センター 一覧

R5.4現在

圏域	市町村名	地域包括支援センター名	所在地		電話番号	備考
			郵便番号	住所		
中北	甲府市	甲府市東地域包括支援センター	400-0861	甲府市城東4-13-15	055-233-6421	琢美 東 富士川
		甲府市南東地域包括支援センター	400-0815	甲府市国玉町951-1	055-223-0103	里垣 玉諸 甲運
		甲府市西地域包括支援センター	400-0041	甲府市上石田1-8-20	055-220-7677	貫川 石田 池田 新田
		甲府市南西地域包括支援センター	400-0053	甲府市大里町5315	055-220-2315	国母 大国 大里
		甲府市南地域包括支援センター	400-0851	甲府市住吉5-24-14	055-242-2055	伊勢 住吉 湯田 山城
		甲府市北東地域包括支援センター	400-0003	甲府市塚原町359	055-252-3398	相川 北新 新紺屋
		甲府市北西地域包括支援センター	400-0071	甲府市羽黒町1657-5	055-252-4165	千塚 羽黒 千代田 能泉 宮本
		甲府市中央地域包括支援センター	400-0031	甲府市丸の内2-9-28 勤医協駅前ビル4階	055-225-2345	春日 相生 穴切 朝日
		甲府市笹南地域包括支援センター	400-1507	甲府市下向山町910 健康の杜センターアネシス内	055-266-4220	中道 上九一色

## 山梨県内地域包括支援センター 一覧

R5.4現在

圏域	市町村名	地域包括支援センター名	所在地		電話番号	備考
			郵便番号	住所		
中北	韮崎市	韮崎市地域包括支援センター	407-0024	韮崎市本町三丁目6-3	0551-23-4313	
	南アルプス市	南アルプス市地域包括支援センター	400-0395	南アルプス市小笠原376	055-282-7339	若草 櫛形 甲西
		南アルプス市北部地域包括支援センター	400-0221	南アルプス市在家塚1156-1 白根げんき館内	055-288-1440	八田 白根 芦安
	北杜市	北杜市地域包括支援センター	408-8511	北杜市高根町村山北割3261	0551-42-1336	
	甲斐市	甲斐市地域包括支援センター	400-0192	甲斐市篠原2610	055-278-1689	
	中央市	中央市地域包括支援センター	409-3892	中央市臼井阿原301-1	055-274-8558	
	昭和町	昭和町地域包括支援センター	409-3880	中巨摩郡昭和町押越616	055-275-4815	
峡東	山梨市	山梨市地域包括支援センター	405-8501	山梨市小原西843	0553-23-0294	
	笛吹市	笛吹市北部長寿包括支援センター	406-0031	笛吹市石和町市部800	055-261-1907	石和 春日居
		笛吹市東部長寿包括支援センター	405-0073	笛吹市一宮町末木807-6	0553-34-8221	一宮 御坂
		笛吹市南部長寿包括支援センター	406-0822	笛吹市八代町南917	055-225-3368	八代 境川 芦川
	甲州市	甲州市地域包括支援センター	404-8501	甲州市塩山上於曾1085-1	0553-32-5600	
峡南	市川三郷町	市川三郷町地域包括支援センター	409-3601	市川三郷町市川大門1790-3	055-272-1106	
	富士川町	富士川町地域包括支援センター	400-0592	富士川町天神中條1134	0556-22-4615	
	早川町	早川町地域包括支援センター	409-2732	早川町高住758	0556-45-2363	
	身延町	身延町地域包括支援センター	409-3304	身延町切石117-1 中富士こやかセンター内	0556-20-4611	
	南部町	南部町地域包括支援センター	409-2398	南部町内船4473-1	0556-64-4836	
富士・東部	富士吉田市	富士吉田市地域包括支援センター	403-8601	富士吉田市下吉田6-1-1	0555-22-1111	
		富士吉田市地域包括支援センターブランチすこやか	403-0004	富士吉田市下吉田4-2-15	0555-21-1213	
		富士吉田市地域包括支援センターブランチなごやか	403-0003	富士吉田市大明見5-21-31	0555-24-7088	
		富士吉田市地域包括支援センターブランチほがらか	403-0016	富士吉田市松山1613	0555-24-5334	
		富士吉田市地域包括支援センターブランチさわやか	403-0032	富士吉田市上吉田東7-11-1	0555-22-4111	
	都留市	都留市地域包括支援センター	402-0051	都留市下谷2516-1	0554-46-5114	
	大月市	大月市地域包括支援センター	401-8601	大月市大月2丁目6-20	0554-23-8034	
	上野原市	上野原市地域包括支援センター	409-0192	上野原市上野原3163	0554-62-3128	
	道志村	道志村地域包括支援センター	402-0209	道志村6181-1	0554-52-2113	
	西桂町	西桂町地域包括支援センター	403-0021	西桂町下暮地915-7	0555-25-4000	
	忍野村	忍野村地域包括支援センター	401-0511	忍野村忍草1445-1	0555-20-5211	
	山中湖村	山中湖村地域包括支援センター	401-0595	山中湖村山中237-1	0555-62-9976	
	鳴沢村	鳴沢村地域包括支援センター	401-0398	鳴沢村1575	0555-85-3081	
	富士河口湖町	富士河口湖町地域包括支援センター	401-0392	富士河口湖町船津1700	0555-72-6037	
	小菅村	小菅村地域包括支援センター	409-0211	小菅村4631-1	0428-87-9321	
丹波山村	丹波山村地域包括支援センター	409-0305	丹波山村2450	0428-88-0211		

(2) 認知症コールセンター

認知症高齢者を介護する家族等の悩みに対し、保健師等や認知症介護の経験者が精神面を含めた様々な相談に応じています。(秘密は厳守します)

【電 話】055-254-7711

【相談日時】月曜日～金曜日 午後1時～午後5時(年末年始、祝日除く)

【相談対象】認知症高齢者ご本人や家族等の介護者など(相談は無料です)

【相談員】保健師等

(公社)認知症の人と家族の会山梨県支部会員

(3) 若年性認知症相談支援センター

65歳未満で発症した認知症を「若年性認知症」と呼びますが、就労継続に向けた支援や経済的困窮への対応など、高齢者の認知症とは異なる支援が求められます。

センターに配置された若年性認知症支援コーディネーターが、こうした悩みに適切に対応します。(秘密は厳守)

【電 話】0553-22-2212

【相談日時】月曜日～金曜日 午前10時～午後3時(年末年始、祝日除く)

【相談対象】若年性認知症ご本人やご家族等(相談は無料)

【相談員】若年性認知症支援コーディネーター(日下部記念病院に委託)

(4) 介護福祉総合支援センター

介護福祉総合支援センターでは、高齢者を介護している家族や一般県民の皆さんを対象に、各種講座を開催しています。

また、家族介護等に関する相談受付も行っています。

【電 話】055-254-8680(甲府市北新1丁目2-12 県福祉プラザ内)

【開設日時】毎日 午前9時～午後5時(年末年始、土日祝日除く)

【利用料】無料

## 第8 ボランティア活動や生涯学習活動について

### 1 ボランティア活動や生涯学習活動の拠点等について

(1) 山梨県ボランティア・NPOセンター

所在地 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2-35-1 山梨県立やまなし地域づくり交流センター3階  
 電話番号 055-224-2941(代)  
 FAX番号 055-232-4087  
 開館時間 火曜日～金曜日 9:00～21:00、土曜日・日曜日 9:00～17:00  
 休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日振替休日)、祝日、年末年始  
 ホームページ やまなしNPO情報ネット <http://www.yamanashi-nponet.jp/>

(2) 各地の社会福祉協議会 ふくしネット <http://www.y-fukushi.or.jp>

山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4階	055-254-8610
甲府市社会福祉協議会	400-0858	甲府市相生2-17-1 甲府市役所南庁舎	055-225-2116
富士吉田市社会福祉協議会	403-0004	富士吉田市下吉田4-2-15 富士吉田市立下吉田中央コミュニティセンター富楽時内	0555-23-8105
都留市社会福祉協議会	402-0051	都留市下谷2516-1いきいきプラザ都留	0554-46-5115
山梨市社会福祉協議会	405-0006	山梨市小原西843-4	0553-22-8755
大月市社会福祉協議会	401-0015	大月市大月町花咲10	0554-23-2001
韮崎市社会福祉協議会	407-0037	韮崎市大草町若尾1680 韮崎市老人福祉センター内	0551-22-6944
南アルプス市社会福祉協議会	400-0332	南アルプス市鏡中條1642-2	055-283-8711
北杜市社会福祉協議会	408-0011	北杜市高根町箕輪新町50	0551-47-5202
甲斐市社会福祉協議会	400-0123	甲斐市島上条3163	055-277-1122
笛吹市社会福祉協議会	406-0822	笛吹市八代町南917	055-265-5182
上野原市社会福祉協議会	409-0112	上野原市上野原3163 総合福祉センターふじみ内	0554-63-0002
甲州市社会福祉協議会	404-0042	甲州市塩山上於曾977-5 塩山保健福祉センター2階	0553-34-8195
中央市社会福祉協議会	409-3821	中央市下河東620	055-274-0294
市川三郷町社会福祉協議会	409-3601	西八代郡市川三郷町市川大門416	055-272-4179
早川町社会福祉協議会	409-2714	南巨摩郡早川町草塩88 総合福祉センター内	0556-45-3003
身延町社会福祉協議会	409-2523	南巨摩郡身延町波木井272-1	0556-62-3773
南部町社会福祉協議会	409-2305	南巨摩郡南部町内船8812 南部町アルファセンター内	0556-64-2075
富士川町社会福祉協議会	400-0505	南巨摩郡富士川町長澤1942-1	0556-22-8911
昭和町社会福祉協議会	409-3864	中巨摩郡昭和町押越955-1	055-275-0640
道志村社会福祉協議会	402-0218	南都留郡道志村9334	0554-52-2072
西桂町社会福祉協議会	403-0021	南都留郡西桂町下暮地915-7	0555-25-3333
忍野村社会福祉協議会	401-0511	南都留郡忍野村忍草1445-1	0555-84-4121
山中湖村社会福祉協議会	401-0501	南都留郡山中湖村山中352-1	0555-62-2227
鳴沢村社会福祉協議会	401-0320	南都留郡鳴沢村1584	0555-85-5008
富士河口湖町社会福祉協議会	401-0302	南都留郡富士河口湖町小立2487	0555-72-1430
小菅村社会福祉協議会	409-0211	北都留郡小菅村6027	0428-87-0431
丹波山村社会福祉協議会	409-0300	北都留郡丹波山村2901	0428-88-0480

(3) 山梨県生涯学習推進センター

所在地 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1 山梨県防災新館 1階

電話番号 055-223-1853

FAX番号 055-223-1855

開館時間 9:00~21:00

休館日 第1・3月曜日(その日が祝日の場合は翌日)、年末・年始(12月29日~1月3日)

ホームページ センターのホームページ <https://www.manabi.pref.yamanashi.jp/center/>  
やまなしまなびネット <https://www.manabi.pref.yamanashi.jp/>

(4) 放送大学山梨学習センター

所在地 〒400-0016 甲府市武田4-4-37(山梨大学甲府キャンパス内)

電話番号 055-251-2238

FAX番号 055-251-2193

開所時間 9:10~17:40

閉所日 毎月曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)

ホームページ 山梨学習センターのウェブサイト  
<https://www.sc.ouj.ac.jp/center/yamanashi/>  
放送大学ウェブサイト <https://www.ouj.ac.jp/>

## 2 ボランティア活動や生涯学習活動の休暇制度について

項目	内容	期間
<p>ボランティア休暇</p> <p>山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例 15 条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則 15 条の 2</p>	<p>ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合、その勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇。(有給休暇)</p> <p>① 地震、暴風雨、噴火等により災害が発生した場合における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>② 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて人事委員会が定めるものにおける活動</p> <p>③ 前二号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>④ 国又は地方公共団体その他の公共的団体(以下「国等」という。)の主催又は後援による環境整備、植林緑化その他の環境を保全する活動</p> <p>⑤ 国等が主催し、又は後援して行われる国際交流事業に伴い通訳その他の外国人を支援する活動</p> <p>⑥ 青少年の心身の健全な成長に資することを目的として行われるスポーツ活動、野外活動その他児童又は生徒の体験活動を指導する活動</p>	<p>1年に5日以内</p>
<p>修学部分休業</p> <p>山梨県職員の修学部分休業に関する条例</p>	<p>公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められ、学校教育法による大学(大学院・法科大学院等を含む)における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを任命権者から承認されたとき(勤務しない時間について、1時間あたりの給与額を減額)</p>	<p>一週間当たりの通常の勤務時間の1/2を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行う</p>
<p>自己啓発等休業</p> <p>山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例/規則</p>	<p>任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることを承認することができる。(無給)</p> <p>※大学等課程の履修</p> <p>①学校教育法規定する大学(当該大学に置かれる専攻科及び大学院を含む。)</p> <p>②学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設</p> <p>③①・②に掲げる教育施設に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)</p> <p>※国際貢献活動</p> <p>いわゆる「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「日系社会青年ボランティア」及び「日系社会シニア・ボランティア」として従事する活動並びに国連ボランティア計画が日本国政府を通じ派遣を要請し、これに基づき独立行政法人国際協力機構から推薦され従事する活動とすること。</p> <p>※独立行政法人国際協力機構(JICA)のボランティアサイトを参照 <a href="http://www.jica.go.jp/volunteer/index.html">http://www.jica.go.jp/volunteer/index.html</a></p>	<p>大学等課程の履修のための休業にあっては2年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、3年)を超えない範囲内</p> <p>国際貢献活動のための休業にあっては3年を超えない範囲内</p>